

平成19年第6回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成19年9月4日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年9月4日
4. 応招議員
  - 1番 浅野 仁君
  - 2番 野口 繁君
  - 3番 東谷 富雄君
  - 4番 川西 元行君
  - 5番 高木 市郎君
  - 6番 奥野 忠君
  - 7番
  - 8番 鈴木 加奈子君
  - 9番
  - 10番 森本 美三男君
  - 11番 小林 豊君
  - 12番 前川 夫君
  - 13番 世古 欽史君
  - 14番 小林 一則君
  - 15番 風口 尚君
  - 16番 中野 勇君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1番 浅野仁君
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
  - 町 長 辻村 修一君
  - 副町長 坪井 信義君
  - 教育長 見並 健一君
  - 会計管理者 森島 千里君
  - 総務課長 中郷 徹君
  - 税務住民課長 松田 幸一君
  - 生活福祉課長 林 裕紀君
  - 上下水道課長 小林 一雄君
  - 建設産業課長 前田 浩三君
  - 農林商工課長 田畑 良和君
  - 教育事務局長 辻 誠君
  - 総務担当課長補佐 田村 優君
  - 政策財政課長補佐 中村 元紀君
  - 病院老健事務局長 田間 宏紀君
  - 教育委員長 松田 隆作君
  - 監査委員 松田 隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名
  - 議会事務局長 大南 友敬君
  - 同書記 高井 美江君
  - 同書記 中川 泰成君
10. 提出議案
  - 日程
  - 第1. 会議録署名議員の指名
  - 第2. 会期の決定
  - 第3. 諸報告

- 第 4 . 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 . 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 . 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 . 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 . 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 . 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 . 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 . 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 2 . 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度玉城町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 3 . 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 1 4 . 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 5 . 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度度会 I 部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 . 議案第 6 9 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 第 1 7 . 議案第 7 0 号 町道の認定について
- 第 1 8 . 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )
- 第 1 9 . 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 2 0 . 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 2 1 . 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 2 2 . 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 2 3 . 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

- 第24．議案第77号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第25．議案第78号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第26．議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第27．発議第7号 決算特別委員会設置に関する決議
- 第28．選任第3号 決算特別委員会委員の選任について
- 第29．選任第4号 決算特別委員会委員の選任について

(午前9時2分 開会)

副議長(野口繁君)只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、平成19年第6回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。尚、浅野議長が欠席されておりますので地方自治法の規定により副議長の野口繁が勤めさせて頂きますのでよろしくお願い申し上げます。

開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君  
町長(辻村修一君)平成19年第6回の9月定例会開会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

日ごろ、町行政の推進には議員の皆様方には格別のご支援とご理解を頂いておりますことを心から厚くお礼申し上げます。先の7月29日に執行されました参議院選挙は、ご承知のとおり地域の格差或いは、年金の記録漏れ等がその結果に影響したということだと思っておるわけではありますが、そして新しく安部改造内閣も誕生して今後新しい施策が出されてくるのではないかというふうに期待もするわけですが、なんと申しましても玉城町と致しましては自主自立に町づくりを進めていかななくてはならないわけですが、国、県の動向を充分見極めながら安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。本定例会にご提案申し上げます事項につきましては、18年度の一般会計及び条例の改正にともなうもの或いは、19年度の補正予算等が主なものであるわけでございます。なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。開会に当りましての挨拶とさせていただきます。

副議長(野口繁君)これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

副議長(野口繁君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

15番 風口尚君 16番 中野勇君

の2名を指名致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間と致したいと思致します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月12日までの9日間と決定致しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

副議長(野口繁君)次に、日程第3．諸報告を致します。

報告第1号 閉会中の辞職許可について、池之山公一君から一身上の都合により平成19年8月31日をもって議員を辞職したいとの申し出があり、地方自治法第126条の規定により8月23日付けで許可をさせて頂きましたので報告を致します。報告第2号 監査委員から平成19年5月分乃至7月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配付致しておきましたからご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

副議長(野口繁君)暫時休憩を致します。

(午前9時7分 休憩)

(午前9時18分 再開)

副議長(野口繁君)再会致します。次に、日程第4．議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について乃至日程第15．議案第68号 平成17年度度会I部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。国は、『地方に出来ることは、地方へ』と三位一体改革の強力な推進が図られ、地方交付税や補助金の削減など財政への影響が懸念される中であります。玉城町は第4次総合計画を踏まえ住民の皆さん方が、安心と安全に暮らせるまち、元気で活力のあるまちづくりを推進してまいりました。今回の平成18年度決算は、歳入総額43億456万7千675円、歳出総額41億9千330万3千63円で、差引き1億

1千126万4千612円となり、翌年度に繰り越す財源を控除した実質収支額は6千632万7千612円となりました。まず、歳入では昨年度と比較し地方譲与税が5千593万5千479円、地方消費税交付金621万7千円、財産収入1千625万2千313円、繰越金4千272万5千792円等での歳入増加になりましたが、一方、減少したものとしては、町税での法人税減収等の影響により2億4千893万1千880円、地方交付税1億4千449万1千円等が減少となっており、財政調整基金より4億838万3千円を繰入金として計上いたしました。尚、町債では、7千400万円の減少となっております。歳入全体では、前年度と比べて767万797円、0.18%の減少となりました。

次に、歳出につきましては、恵まれた環境を生かすまちづくりとして、下水道事業の推進、ゴミの収集等の衛生関係経費、安心して暮らせるまちづくりとして、介護保険事業、健康づくり事業、消防経費、国民健康保険、老人保健特別会計への繰り出し金等の福祉関係特別会計経費、地域文化の薫りたつまちづくりとして田丸城築城670年記念事業、玉城中学校空調設備工事を含む小中学校管理経費、活気あふれるまちづくりとして、優良企業誘致拡大等の周辺整備事業、道路維持修繕事業、道路新設改良町単事業など、まちづくりの施策として4点を基本に推進を図ってきたところであります。歳出全体では、前年と比較して9千384万8千620円、2.29%の増加となっております。厳しい行財政状況の中で各事業の遂行ができたことは、議員各位の深いご理解とご協力の賜ものであることをここに感謝申し上げ提案理由と致します。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致します。

次に、議案第58号 平成18年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成18年度決算の支出総額は、11億1千797万4千998円でした。内訳は、療養給付費が前年より7.1%4千421万4千947円増えて6億6千777万4千945円でした。これに老人保健拠出金並びに介護納付金を合わせますと支出全体の約8割を占めています。歳入におきましては、総額1億8千722万4千639円で加入者が納めていただいた保険料は全体の約32%、3億8千40万7千150円で、このうち、18年度現年度分は3億7千119万1千400円で、収納率は95.8%でありました。これは、昨年度とほぼ同じ率であります。今後も対策を講じ収納率の向上に努めてまいります。その他では、国・県からの支出金3億5千872万7千690円、社会保険などからの退職者医療交付金2億8千529万9千823円このほか、一

般会計から7千326万7千765円の繰り入れを致しました。歳入歳出差引額6千924万9千641円を翌年度へ繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明致させます。

次に、議案第59号 平成18年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。  
貸付実績はなく、償還のみであり決算の概要につきましては、歳入総額625万8千601円に対し歳出総額3千572万8千443円となり、不足額2千946万9千842円は、翌年度会計より繰上げ充用して補填を致しました。このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後当事者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいりたいと存じております。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致させます。

次に、議案第60号 平成18年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。  
平成18年度決算の歳入総額は9億3千619万7千38円でありました。歳出におきましては、総額9億3千266万3千376円でした。このうち医療諸費が前年より6.5%の減となり、9億1千617万9千250円で、この会計の約98%を占めております。この減少は、制度改革により年々被保険者が減少していることが要因であると考えられます。歳入歳出差引額353万3千662円を、翌年度へ繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明を致させます。

次に、議案第61号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。  
アスパア玉城ふれあいの館は、平成18年度末で開館以来、10年5ヶ月を経過し平成19年1月13日には累計入浴者数が100万人を達成する等、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用いただいております。平成18年度の入浴者数につきましては、年間9万914人、営業日数は309日で、1日平均294人となりました。決算の概要につきましては、歳入総額5千561万7千919円に対し歳出総額5千306万5千256円となり歳入歳出差引額255万2千663円を翌年度に繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者より説明を致させます。

次に、議案第62号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成 17 年度より地域再生計画の認定を受けた三郷・昼田地区に着手し、平成 18 年度は、小社地区の管路施設工事を完了しました。尚、18 年度決算の概要につきましては、歳入総額 2 億 1 千 43 万 8 千 995 円に対し、歳出総額 2 億 857 万 4 千 123 円で、歳入歳出差引額 186 万 4 千 872 円を翌年度へ繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者より説明を致させます。

次に、議案第 6 3 号 平成 1 8 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

介護保険特別会計につきましては、市町村合併により平成 1 7 年 1 1 月から玉城町が保険者となり、事業運営がはじまり、平成 1 8 年度決算がはじめての通年決算となります。

歳入総額は、8 億 326 万 9 千 42 円で、歳出総額は 7 億 8 千 958 万 8 千 291 円となり、歳入歳出差引額 1 千 368 万 751 円が翌年度繰り越す決算と致しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第 6 4 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、昨年の診療報酬の改定、医療保険制度の改革により非常に厳しい状況にございます。このような中、玉城病院は国民健康保険病院として地域医療の中心的役割を担い「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念と致しまして健全経営基盤の早期確立を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など、諸施策に鋭意取り組んでまいりました。また、昨年、健康管理センターを設置し医療、保健、福祉、介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践に努めてまいりました。さて、決算の概要につきましては、延べ外来患者数は 2 万 5 千 205 人であり、前年度に比べ 706 人、2.7%減少いたしました。又、入院患者数につきましては、一般病床と療養型病床をあわせ、延べ 1 万 5 千 86 人となり、前年度に比べ 18 人、0.1%の増加となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において事業収益 5 億 1 千 307 万 4 千 724 円に対し事業費用は 5 億 6 千 880 万 2 千 955 円となり、差引額 5 千 572 万 8 千 231 円を当年度純損失と致しております。また、資本的収支につきましては、収入が 2 千 605 万 1 千円に対し、支出につきましては、3 千 920 万 1 千 899 円となり、収入が支出に不足する額 1 千 315 万 899 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致したところ

でございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を申し上げます。

次に、議案第65号 平成18年度玉城町水道事業会計決算の認定について提案説明を申し上げます。

本町の給水人口は年々増加傾向にあり、その需要に対応するため、施設の更新工事及び拡張工事を進めながら水の安定供給に努めてまいりました。平成18年度は、管網の整備のため配水管の新設及び布設替を進め、地震等災害時における飲料水の確保のための岩出配水池へ緊急遮断弁を設置いたしました。また、公共下水道管路施設工事に伴う配水管布設替え工事を実施しました。

給水状況につきましては、前年度末と比較して125戸増加し、4千981戸となり、給水人口は前年度より144人増加し、1万5千277人となりました。また、事業を支える年間有収水量は、205万2千976立方メートルで、前年度と比較して7万1千221立方メートル増加しました。決算の概要は、収益的収支において、事業収益2億9千675万5千113円に対し、事業費用は2億1千53万2千726円及び、特別損失199万9千970円で、当年度の純利益8千422万2千417円を当年度末処分利益剰余金と致したところであります。資本的収支におきましては、収入6千824万7千980円に対し、支出2億3千937万379円となり、収支不足額1億7千112万2千399円は繰越利益剰余金処分量、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填を致しました。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第66号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益3億3千964万224円に対し、事業費用3億3千871万566円となり、差引額92万9千658円の経常利益を、当年度純利益と致しました。資本的収支におきましては、収入で寄附金18万89円に対し、支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金と合わせまして1千514万9千18円、となり収支不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しま



した。なお、詳細につきましては病院老健事務局長から説明を申し上げます。

次に、議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定について提案理由の説明申し上げます。

平成17年度より地域再生計画の認定を受け下水道整備に着手し、平成18年度は更に整備区域を拡大するため測量設計及び、管渠工事を発注しました。普及の状況と致しましては、認可区域の141ヘクタールの中で排水設備設置人口は4千337人となり、普及率は86.9%となっております。また、事業で処理した年間汚水量は、47万8千301立方メートルとなりました。決算の概要は、収益的収支において、事業収益8千897万9千626円に対し、事業費用1億7千132万6千810円となり、8千234万7千184円の当年度純損失となりました。資本的収支におきましては、収入11億2千494万7千650円に対し、支出11億6千810万1千112円となり、建設改良費6千148万円を翌年度へ繰り越す決算としました。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第68号 平成17年度度会I部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

度会I部介護保険事務組合は、平成17年10月末をもって解散し、現在、保険者を玉城町として平成17年11月から単独で事業運営を致しているところであります。今回の決算は、度会I部介護保険事務組合の解散に伴い、その事業を継承する玉城町と伊勢市がそれぞれ議会において決算の認定をお願いするものであります。歳入におきましては、14億7千505万8千712円、歳出におきましては、13億3千772万3千22円、歳入歳出差引き1億3千733万5千690円となります。歳入歳出差し引き残高につきましては、事業を継承した玉城町と伊勢市とで按分致しました。尚、補足は省略させていただきます。

以上よろしくお願いを申し上げます。

副議長（野口繁君）会計管理者 森島千里君

会計管理者（森島千里君）それでは、議案第57号から議案第63号までの補足説明をさせていただきます。まず、最初に議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。先ず、決算状況を総括的に申し上げますと、歳入総額43億456万7千675円、歳出総額が41億9千330万3千63円、歳入歳出差引額1億1千126万4千612

円となりました。この内、翌年度に繰越を致しませぬ繰越明許額が4千493万7千円を差し引き致しました実質収支額は6千632万7千612円となりました。実質収支額より地方自治法第233条2項の規定によりまして3千500万円を基金へ繰り入れを致しまして3千132万7千612円を翌年度へ繰り越す決算となりました。歳入歳出それぞれに前年度と比較致しますと、歳入におきまして0.18%の減少、歳出におきましては2.29%の増加となりました。経常収支比率につきましては、100.7%で前年度より14.5ポイント大きく上回り、公債比率につきましては11.4%で前年度0.5ポイント下回り、財政力指数につきましては0.802%で前年度より0.068ポイント上回った結果となっております。それでは歳入より説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第58号 平成18年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第59号 平成18年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第60号 平成18年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第61号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第62号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第63号 平成18年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足の説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

副議長（野口繁君）ここで10分間休憩を致します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時36分 再開）

副議長（野口繁君）再開致します。休憩前に引き続き提案理由の説明を行います。病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）それでは、所管いたします議案第64号 平成18年度玉城町病院事業会計決算及び議案第66号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。先ず、議案第64号 平成18年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして補足の説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第66号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足の説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

副議長（野口繁君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）それでは、所管致します2議案について議案第65号 平成18年度玉城町水道事業会計決算の認定について及び 議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての補足説明を申し上げます。先ず、議案第65号 平成18年度玉城町水道事業会計決算の認定についての補足説明を致します。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

副議長（野口繁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて監査委員より決算審査結果の報告を求めます。

監査委員 松田隆生君

監査委員（松田隆生君）只今、一括上程されております議案第57号 乃至議案第68号までの平成18年度玉城町一般会計、並びに各特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定、加えて平成17年度度会I部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第57号 乃至 議案第63号の平成18年度玉城町一般会計及び各特別会計決算の認定につきましてご報告申し上げます。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より審査の付されました。平成18年度玉城町一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産及び基金の運用状況を示す書類につきまして去る7月3日から7月25日までの間に至りまして審査を実施したところでございます。いずれの書類も関係法令に基づいておりその係数は関係諸帳簿、証拠書類等照合致しました結果正確であり、予算の執行、基金の運用におきましても適正に処理されているものと認めた次第であります。一般会計の決算でございますが、前年度に比較致しますと歳入では0.2%の減少でございます。自主財源比率は61.8%で前年度より4.7%ほど増加いたしておりますが、基金から4億838万2千円の繰り入れをしております。これを控除した場合の比率は52.4%となり、依然として地方交付税・町債等に依存せざるをえない状況であります。なお自主財源の根幹を成す税収につきましては、全歳入額の43.3%となり、前年度より5.8%減少しております。徴収率につきましても前年度比0.5%の減少した結果となっております。コンビニ収納、あるいはクレジット収納の導入といった工夫がなされておりますが、今後におきましては地方税の性格を充分理解し、関係機関との連携を保つとともに公平性確保の観点から、安易に不能欠損処理をすることなく、さらにきめ細かい徴収努力を要望するものであります。歳出状況につきましては97.3%の執行率で、平成17年度から出張旅費の改正・委託料の見直しなど経費節減の努力がなされていることから、経常経費は前年度に比べ14%減少しております。今後とも計画的な予算執行に努められるよう望むものであります。その他、時間外勤務の状況、食料費、委託費、町単独補助金・また各種団体を主とした負担金等の執行について資料の提出を求め、抽出審査を行いました。その結果は関係書類・諸帳簿も整備されており、適正に処理されております。また明許費繰越額を除き、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は、6千632万7千612円となり、当年度分実質収支額から前年度実質収支額を差し引きした額、つまり単年度収支額は1億358万7千417円の赤字となっております。財政基盤を確かなものとするための財政調整基金については8千710万1千883円の積み立てをした一方、4億500万円を取り崩し、期末の基金残高は5億4千252万7千601円となっております。今後とも適正な運用を期待するものであります。社会経済情勢は、イザナギ景気をこえたとされておりますが、昨年の国民基礎調査によれば一世帯当りの平均所得は前年度比2.9%減と景気の上昇感はないものであります。特に若年層の非正規労働者は増加する一方であり格差社会の拡大は歴然としております。こうした中『三

位一体改革』により一方的な地方交付税や補助金の削減が行なわれ地方財政は困窮の一途であります。今後行われるであろう第二次地方分権改革においては、地方財政基盤が確実に担保されるかを見極める必要があります。当町においては現在推進されている玉城町行財政改革プランの元、経費削減はもとより各行政事業の実施については十分に検討され、玉城町の持っている歴史や伝統を大切に、緑豊かな自然と調和の取れた町づくりを望むものであります。なお、玉城町国民健康保険特別会計を含め 5 事業の特別会計につきましても決算審査を実施いたしましたところでございますが、いずれの会計におきましても計数的に問題がないと認めた次第であります。

続きまして、議案第 6 4 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について乃至、議案第 6 7 号 平成 1 8 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての、決算審査の結果をご報告申し上げます。

この 4 事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則に則り運営されているか、どうかについて慎重審査をいたしましたところであります。

審査の結果、各事業決算並びに決算諸表は、地方公営企業法の諸規定及び会計原則に準拠して作成されており、いずれも符合し計数的にも正確であり、予算の執行も計画的かつ効率的に行われ、当該年度の実績及び財政状況を適正に示しているものと認めた次第であります。

それでは、事業会計別に申し上げます。

先ず、病院事業会計でございますが、1 日あたりの入院患者数は、41.3 人でほぼ前年度と同程度となっております。入院収益については平成 1 8 年 4 月に診療報酬の改定があった中において病床数の割合を変更した他、職員配置についてもその改定内容に沿うべく努力がされているが、結果として入院収益は 321 万 9 千 718 円の減少となっております。また、平成 1 8 年度の外来患者数は年間 2 万 5 千 205 人で前年度の 2 万 5 千 911 人より 706 人、1 日当りにいたしまして 3.3 人減少しております。これに伴い外来収益につきましても平成 1 8 年度は 1 億 507 万 1 千 950 円、前年度が 1 億 831 万 9 千 305 円で、324 万 7 千 355 円減収いたしております。医業収支全体で見ますと 1 億 559 万 1 千 283 円の赤字であり、一般会計から繰り入れにより病院事業の収支は、5 千 572 万 8 千 231 円の単年度赤字となっておりますが、また前年度繰越欠損金と合わせた累積赤字は 7 千 69 万 3 千 593 円となっており、今後の経営を憂慮するところであります。いずれにいたしましても住民に、医療を提供することが最大の使命であります。公営企業としての採算性も重要であります。企業職員としての意識の高揚に努め、地域医療の拠点施設として十分な機能が発揮できるよう願うものであります。

次に、水道事業会計決算であります。事業の主体を形成する給水収益は2億8千620万3千979円で、前年度に比べ率で4.3%、増加しております。平成18年度の損益計算においては8千422万2千417円の純利益となり、前年度に比較し12.6%増加しております。給水件数も前年度より123件増加すると共に、給水人口も増加しており、事業の効率性を見る有収率も90.0%と前年度より0.1%減少した結果となっているものの安定した事業運営となっております。今後においても、事業の採算性と公共性のバランスを図りながら、公営企業として健全経営を維持し住民生活の源である「安心な水」の供給が続けられますよう一層の努力を期待するものであります。

なお、同時に玉城町南勢水道供給事業基金の審査を行ないました。基金の運用状況の審査に当たっては、确实且つ効率的に行なわれているかについて、運用の状況を示す書類、その他関係諸帳簿を慎重に精査を致しました。平成18年度の基金運営は、増加額6万9千764円これは預金の利息であります。また減少額として812万7千円を玉城町水道事業会計へ繰出してあります。これらのことから平成18年度末の基金残高は1千997万5千765円となることを確認した次第であります。

次に、介護老人保健施設事業会計決算でございますが、事業収益決算額は3億3千964万224円で、収入予算に対する執行率は100.2%、また、事業費用決算額は3億3千871万566円で支出予算に対する執行率は98.5%となり、介護老人保健施設事業決算における収益的収支は92万9千658円の純利益となっております。しかしながら、このことは他会計補助金として、一般会計より3千221万4千円を繰り入れた結果であり、憂慮するものであります。この要因は介護保険法の改正による所が大きく影響したものと考えております。高齢者福祉を提供する公営企業として、また、地域ニーズに応える介護老人保健施設として、保有することの意義・機能・役割などを検証すべき次期でもあると思われまますので、健全経営のため特段の努力を要望するものであります。

次に、下水道事業会計決算でございますが、平成18年度末の排水戸数は1千558戸で普及率は86.9%となっております。また年間総排水量は47万8千301立方メートルで前年度より26.3%の増加した結果となっております。収益的収入の決算額は1億1千825万6千945円で収益的支出の決算額は1億7千346万2千776円となり、損益計算は8千234万7千184円の純損失で、前年度未処理欠損金1億4千266万6千618円と合わせ、2億2千501万3千802円を翌年度へ繰り越す決算となっております。平成22年

度には、宮川流域下水道の幹線管渠が玉城町に到達し、平成 23 年度には町内 73%について下水道が敷設される計画であります。文化生活のバロメーターともいわれる下水道事業であります。住民の生活環境の改善のため、また、河川環境保全のためにも、その普及、啓蒙・接続率の向上に努力されることを望むものであります。

最後に、全会計に通じて行政の公平性の観点から、また企業としての健全性維持の観点からも、未収金の回収に特段の努力を望むものであります。以上、公営企業会計決算審査の結果報告とさせていただきます。

只今、ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、お手元の審査意見書をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 68 号 平成 17 年度度会 I 部介護保険事務組合会計歳入歳出決算についての決算審査の結果をご報告申し上げます。ご案内のように度会 I 部介護保険事務組合につきましては、一昨年の市町村合併により解散いたしております。そのことから構成市町村である玉城町においても決算について審査を実施いたしました。いずれの書類も関係法令に則り作成されており、又計数的にも正確であると認めた次第であります。

以上、決算審査の報告でございます。どうぞよろしくお願い致します。

副議長（野口繁君）以上で、監査委員の報告は終わりました。次に、日程第 16、議案第 69 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第 69 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本案につきましては、郵政民営化法、証券取引法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条文の整理を行うための条例改正をいたすものであります。

なお、補足を総務課長からいたさせます。よろしくお願いを致します。

副議長（野口繁君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第 69 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。別添議案 69 号資料、ご覧を頂きまして、これに沿いまして説明をさせていただきます。今回の条例改正につきましては、条例第 2 条に定めております資産等の報告書の作成につきまして、一部改正を行うものでございまして各号に

定めております資産等の区分のうち、先ず第1項第4号の預金におきましては郵政民営化法及びこの関係法令が本年10月1日から施行されることに伴いまして、今回関係部分を改正しようとするものでございます。又、同項の第5号の信託の削除、及び第6号の有価証券にかかる部分の改正につきましては、関係する法律証券取引法から金融商品取引法に改められたことによりまして、今回の改正を行うものでございますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

副議長（野口繁君）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第17．議案第70号 町道の認定についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第70号 町道の認定について提案理由を申し上げます。今回の路線は、国営事業において、宮川用水路が改築されたことに伴い管理用道路を町道に認定することにより生活道路とするものでございまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、建設産業課長より説明いたさせます

副議長（野口繁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）それでは、議案第70号 町道の認定につきまして補足説明を申し上げます。お手元の議案書により説明を申し上げます。先ず、位置図をご覧頂きたいと思えます。この路線の一部につきましては、宮川用水路国営線の管理用道路として設置されたものでございますが、宮川用水2期事業により平成9年度に簡易水路から暗渠に改築をされました。このことに伴い、管理用道路としての機能が不要となりましたことから、町道に認定し周辺住民の方の生活道とするものでございます。調書をご覧頂きたいと思えます。路線名を田宮寺第5号線、起点を田宮寺字浦之屋敷345番1 終点を田宮寺字秀878番、総延長281mを認定するものでございます。尚、道路用地につきましては農林水産省の所管となっておりますが、町道に認定後農林水産省より譲渡を受け公共用財産とすものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

副議長（野口繁君）以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第18．議案第71号 平成19年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）乃至日程第26．議案第79号 平成19年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第71号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第



3号)について提案理由を申し上げます。今回提案申し上げます一般会計補正予算につきましては、補正予算総額3億4千383万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を44億7千万円とするものでございます。その内容の主なものと致しましては、歳入においては、好調な企業業績により町民法人税の増額、固定資産税の増収見込み、普通交付税の確定に伴う増額により、基金繰り入れ、及び臨時財政対策債の発行を取りやめようとするものであります。歳出においては、各科目において、4月の人事異動に伴う人件費の補正を計上しておりますが、人件費関係の補正予算額といたしましては、588万3千円の増額となっております。総務費では、財産管理費において、役場庁舎の修繕料、壁面の清掃委託料、及び昨年度取り崩しました財政調整基金への積立てを行い、地域情報化推進費においては、ケーブルテレビのパート職員賃金、サーバー室のエアコン設置工事費を計上しています。民生費では、特別会計へ繰り出し金の調整、新規に心身障害者の通所サービス事業等に伴う費用の新規計上、保育園児の増加に伴うパート保育士賃金等を増額しています。衛生費では、自治区に対して補助するごみ集積場原材料費の増額、リサイクルステーションの購入費を新規計上し、農林水産費では、町単農道舗装工事費、土地改良事業に対する補助金の増額、及び農業集落排水事業特別会計繰出金を減額しています。土木費では、道路補修工事請負費、測量設計委託料、河川維持補修工事請負費の増額し、住宅費においては、城東団地の施錠取替え工事費の精算を行っております。消防費では、自治区の消防施設整備補助金を新規計上し、教育費では、町史資料集編纂に伴う費用の増額を計上しています。諸支出金では、玉城病院の医療機器購入に伴う繰出金の増額、及び過年度の精算金を計上しております。尚、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第72号 平成19年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回提案申し上げます玉城町国民健康保険特別会計補正予算は、補正予算総額382万7千円を減額し、歳入歳出予算総額を12億6千800万1千円とするものであります。歳入におきまして、主なものと致しまして、特別調整交付金573万円の減額であります。歳出におきましては、人事異動に伴う精査、保健施設事業費650万円の減額が主なものでございます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第73号 平成19年度 玉城町老人保険特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、交通事故にかかる損害賠償金の納付により、各歳入科目の精査を行ったものでございます。又、歳出におきまして総務管理費で5万5千円の増額を致したものであります。補足は省略致します。

次に、議案第74号 平成19年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、繰越金の確定と管理運営に関し物件費での追加調整をするもので、歳入歳出それぞれ55万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5千368万円とするものでございます。内容と致しましては、歳入において繰越金の増額であります。歳出においては、管理運営費の増額に伴い、予備費で予算調整を致しております。なお、詳細につきましては、農林商工課長から説明を致させます。

次に、議案第75号 平成19年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で一般会計繰入金の減額と、繰越金等の増額により、差し引き144万2千円を減額し、歳出では、委託料、工事請負費、償還金利子の減額と職員手当等、共済費、補償費等の増額で差し引き、歳入と同額の144万2千円を減額しようとするものであります。予算総額を歳入歳出それぞれ1億7千290万8千円とするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に、議案第76号 平成19年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、介護予防事業、並びに包括支援事業の平成19年度事業費確定を受け、各交付金及び事業費の精査を行うものです。又、前年度繰越金の確定により、返還金の予算計上を行ったものです。尚、詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第77号 平成19年度 玉城町病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、医療機器 超音波診断装置の老朽化に伴う更新購入と国民健康保険直営診療施設整備分の事業採択の決定がありましたので、補正予算を編成したものでございます。資本的収支につきまして、支出で医療備品購入735万円、収入におきましては一般会計負担金及び補助金、国保会計補助金あわせて970万4千円の増額を行うものでございます。なお、収支不

足の過年度分損益勘定留保資金で補填する額を1千443万3千円から1千207万9千円に改めるものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を致させます。

次に、議案第78号 平成19年度 玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において営業費用の給与費等の減額で295万6千円を減額し、資本的収入において分担金で5千672万5千円を増額し、資本的支出において建設改良費で工事請負費の増額で8千934万1千円を増額をお願いするものでございます。尚、詳細につきましては、上下水道課長より補足説明を致させます。

次に、議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、収益的収支の収入で雑収益の増額と補助金等の減額で差し引き53万8千円を減額し、支出で処理場費、消費税の増額と総係費、支払利息の減額で差し引き787万6千円をお願いするものです。また、資本的収支においては、収入で他会計補助金の増額で43万4千円を増額し、支出で支払い利息の増額と施設費の減額で差し引き1千35万円の増額をお願いするものでございます。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。以上よろしくお願いを申し上げます。

副長(野口繁君)副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君)議案第71号 平成19年度 玉城町一般会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

副議長(野口繁君)生活福祉課長 林宏紀君

生活福祉課長(林宏紀君)それでは、所管します二つの議案について補足説明を致します。まず、議案第72号 平成19年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第76号 平成19年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

副議長（野口繁君）農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長（田畑良和君）議案第74号 平成19年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

副議長（野口繁君）上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長（小林一雄君）それでは、所管を致します3議案について補足説明を致します。先ず、議案第75号 平成19年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を致します。

（補正予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第78号 平成19年度 玉城町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第79号 平成19年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

副議長（野口繁君）病院老健事務局長 田間宏紀君

病院老健事務局長（田間宏紀君）それでは、議案第77号 平成19年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につきましての補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

副議長（野口繁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程27. 発議第7号 決算特別委員会設置に関する決議を議題と致します。

提出者6番 奥野 忠君より趣旨説明を求めます。6番 奥野忠君  
6番（奥野忠君）只今、発議第7号におきまして、決算特別委員会設置に関する決議が上程されました。趣旨の説明を申し上げたいと思います。当町におきましては、従来、決算審査は所管の各常任委員会別に審査内容を分割致しまして、審査をしまいいりました。しかしそれでは充分の審査が出来ない。全員の皆さんがその審査にかかわれないというような不都合もございまして特別委員会によって、その審査をやることによって特別委員会全議員を対象とした特別委員会を設置することによりまして特別委員会での審査をす

ることに発議をさせて頂きたいと思います。内容につきましてはそこに書いてあるとおりでございますが、よろしくご賛同のほどお願い致します。

以上です。

副議長（野口繁君）提案者の趣旨説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、質疑を省略致したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

奥野忠君から提出されました、決算特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

副議長（野口繁君）お諮り致します。この際、本町議会決算特別委員会委員の選任の件を日程に追加し議題と致します。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員の選任の件を日程に追加し議題と致します。

副議長（野口繁君）暫時休憩を致します。

（決算特別委員会委員の選任配布）

副議長（野口繁君）再開致します。

只今から、決算特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第 6 条第 1 項の規定によりお手許に配布いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。事務局長より決算特別委員会委員を報告致します。事務局長 大南友敬君

事務局長（大南友敬君）

（決算特別委員会委員を報告する）

副議長（野口繁君）報告は終わりました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（野口繁君）異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は

お手許に配布致しました名簿のとおり、選任することに決しました。  
只今、決定いたしました決算特別委員会の委員長、副委員長の選任を致したいと思いますので、直ちに第4会議室におきまして委員会を開会させていただきます。その間、暫時休憩を致します。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 0時40分 再開)

副議長(野口繁君)再開致します。休憩前に引き続き本会議を続けます。  
只今、決算特別委員会で正副委員長の選任が行われましたので、その結果を事務局長より報告致します。

副議長(野口繁君)事務局長 大南友敬君

事務局長(大南友敬君)

(正副委員長の報告する)

副議長(野口繁君)只今、事務局長報告のとおりそれぞれ選任されました。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって事務局長報告のとおり選任されました。

副議長(野口繁君)以上をもって本日の日程は全て終了致しました。

明日、5日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会します。

(午後 0時41分 散会)

平成19年第6回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成19年9月4日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年9月5日

1番	浅野 仁君	2番	野口 繁君
3番	東谷 富雄君	4番	川西 元行君
5番	高木 市郎君	6番	奥野 忠君
7番	—————	8番	鈴木 加奈子君
9番	—————	10番	森本 美三男君
11番	小林 豊君	12番	前川 隆夫君
13番	世古 欽史君	14番	小林 一則君
15番	風口 尚君	16番	中野 勇君

4. 不応召議員 なし

5. 出席議員 13名

6. 欠席議員 1番 浅野仁君

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村 修一君	副 町 長	坪井 信義君
教 育 長	見並 健一君	会 計 管 理 者	森島 千里君
総 務 課 長	中郷 徹君	税 務 住 民 課 長	松田 幸一君
生活福祉課長	林 裕紀君	上 下 水 道 課 長	小林 一雄君
建設産業課長	前田 浩三君	教 育 事 務 局 長	辻 誠君
農林商工課長	田畑 良和君	病 院 老 健 事 務 局 長	田間 宏紀君
総務担当課長補佐	田村 優君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中村 元紀君
教 育 委 員 長	松田 隆作君	監 査 委 員	松田 隆生君

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南 友敬君	同 書 記	高井 美江君
同 書 記	中川 泰成君		

9. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

副議長(野口繁君) 只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、平成19年第6回玉城町議会定例会、第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布通りであります。日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 東谷富雄君                      4番 川西元行君

の2名を指名いたします。

副議長(野口繁君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。

先ず、最初に5番 高木市郎君の質問を許します。5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) おはようございます。議長のお許しを得ましたので3点について質問致します。まず第1に国民年金の手書き名簿を玉城町が廃棄したということです。それから2つ目には学校給食の品質検査について。3つ目には農業政策における環境保全の進捗についてお尋ねしたいと思います。

まず始めに年金問題でございますが我が国は平均寿命が年毎に伸びております。そして高齢化も進んでおります。従いまして年金に頼った生活をされている方がどんどん増えてきているのではないかと考えております。今日本の人口は1億2千700万。その内の5千万件。膨大な数字の年金記録が不備で該当者が不明というような記事が今年の6月中頃の新聞に出ておりました。社会保険庁は杜撰な仕事はしていたということで、多くの国民の皆さんは驚きと同時に国に対して、また政治に対する不審感を抱いたのではないかと考えております。その結果が参議院選挙に影響したという事はどなたも皆さんご承知のことと思うわけでございますが、年金記録が不備ということはいろいろあるようでございますが、年金の手書きの被保険者名簿を廃棄した市町村が全国で1割程度あるそうでございます。残念ながら玉城町もその1つに該当するということで新聞記事に出ていたわけでございます。どうして玉城町は手書きの名簿を廃棄してしまったのか。その理由といつ廃棄したのかそのような経過についてお尋ねします。お願いします。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 高木議員から国民年金の手書き名簿の廃棄についてという事でご質問を頂きました。玉城町は年金記録を廃棄しておりません。説明を今から申し上げますし今日は新聞社の方も来ていただいておりますが、ご承知のように年金記録の問題は国において大きな問題になってきているわけございまして、自治体の仕事といたしまして国からの事務ということで末端の自治体はその収納をするということをお重きにおいて平成13年度まで



その仕事をしてきたということでございました。それがその収納事務につきましては平成14年から国に移管をされたという事でございます。その時点でその記録をコンピューター化いたしまして保存しているということでございまして、その都度国の法令あるいは国の指示に基づいて適切な処理をしているということでございます。一旦6月14日の新聞で廃棄された町と報道されておりましたけれども、改めて7月5日の新聞にはそういう記載はなかったということになっておりますので、正しい手続きをして現在も行っておりますのが主に住民の皆さん方と一番直接繋がる行政サービスの組織でございますから受付事務をさせていただいて、後の処理につきましては社会保険事務所で処理を行っているというのが現状でございます。特別問題のある処理はしておりませんので、その点ご理解賜りたいとこんなふうに思っております。また詳しい内容を担当課長から補足いたさせます。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 国民年金の被保険者名簿ですが皆さん大変関心のある事だと思います。最終的には町長先程申し上げたように廃棄していないという形になるのですが流れをご説明させていただきます。まず国民年金の被保険者名簿に記載されています国民年金の記録と申しますのは、法令に基づき国、社会保険庁のコンピューターに集録管理されているものを年金記録の原簿というふうに申し上げます。平成14年3月即ち14年4月からは国の方へ収納事務が移ったわけですがけれど14年3月までに市町村で管理していた国民年金の被保険者名簿と申しますのは、国の管理下にある記録やかつての国民年金の台帳とは異なり、年金支給の根本となる年金記録の原簿ではないという考え方を持っております。従いまして14年3月までに玉城町で持っていた名簿と申し上げますのは、市町村が国民年金保険料の収納事務を行うに当たって使用していたものであり、言わば控えの帳簿というような位置づけをしております。14年4月に国に収納事務が移ったと同時にコンピューター化されました。従いましてそれと同時にこの控えの帳簿は全部コンピューター化されたということで各市町村ではその控えの帳簿としての役割を終えて、国民年金の被保険者名簿は保管する義務が法令上無くなったということになりましてこの時点で一斉に廃棄しても良いという指示が出たこととなります。ただ玉城町につきましてはもう少し早く昭和59年からこの原簿の電算化を進めてまいりまして昭和59年は既に電算化してこれを社会保険庁の方へ送って現在もそれを照会に使いながらコンピューター上で管理をするということで現在も存続しているという格好になっております。これを無くした所は8月23日現在で149の市町村が保管していないということになってございまして全体の4.6%がやはり保管していないと報道されておりますが

玉城町の場合は先程ご説明させていただいた通りコンピューター化してデータベースで残しているということでございます。以上でございます。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 私今のお答えの中で少し疑問点があります。と言いますのは私は国民年金に一時入っておりました。それは40数年前です。問題が始まったのは40年位前からと私は聞いております。その頃は手書きで受付をしていたはずで、そういう手書きの紙媒体のいわゆるデータがあってそれをコンピューターに入力するわけですね。その時点で間違いが起きた。名前を間違った。生年月日を間違った。また番号間違った。それが諸々5千万件あるというふうに私はとっている。だからどこの市町村も昔は国民年金を手書きで受けていたはずで、それが本当の言わば原簿だ。原簿というのはおっしゃったように業務センターにあるのが原簿であって社会保険事務所に持っているのは台帳でしょう。ここは名簿でしょう。そういう順序は分かっていますが、それ以前の紙に書いた手書きの名簿というのが無くなっているから大きな問題になっている。調べようがない。誰が間違ったか分からない。その3つの社会保険事務所を通して業務センターで打つ時に間違ったのではないとか、そういうようなことが言われているのではないかと思うわけですがその点についていかがですか。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先程もご説明をさせて頂きました通り昭和59年に電算化をした時に紙ベースの被保険者台帳と、それから当時のもう電算化されておりました住民基本台帳と、一つひとつチェックしてそこに落とし込みしていきましたものですから、今新聞等で賑わっているような誰の分から分からないということはなく、玉城町としてはきちっと当時の住民基本台帳に落として整理をして、それを社会保険事務所の方へ提出して結合したということになっておりますので間違いないと認識しております。以上です。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) かなり自信を持っておられてそれは私結構だというふうに思いますしその通りだと思っています。しかしですね。誰かが「私のちょっとおかしい」と申し立てられた時に原簿が無ければ照合のしようがない。だからうちはきちんとやっていますと言われても、その元の原簿が無いのだからそれは問題が起きる。だから社会保険庁にしても最後の最後までどうしても究明は不可能だと言っている人もいるわけだから、そこに元の本当の名簿が無いという所が私は問題ではないかと思っているし、どこの分までを廃棄したのか。何名分を廃棄したのか。廃棄というのは全部移し変えたから廃棄した分は無いというご返答かもしれませんが、実際には私はどうもその

辺が信じられないという気持ちでございます。この問題はこれ以上論議の必要は無いかと思えます。

それでは2番目の問題でございますが学校給食の品質検査ということについてお尋ねしたいと思えます。北海道にミートホープという食肉加工会社がありました。そこから牛肉コロッケというのを日本生協連盟、生協さんが購入していた。そのコロッケの中に豚肉が入っていたということでこれは一時大変な社会問題になりました。この会社の社長は全く社会的に無責任な方でいろいろその後ありまして会社は倒産しました。しかしそれよりも何よりも全国に千店舗近く持っている生協さん、また安心安全を最優先にしている生協さんがいつまでも騙されたというかそれを使っていたわけですが、その原因は何かと言うと、やはりしかるべき検査をしていなかったということが大きな原因ではなかろうかというようなことが書かれております。それと同時に牛肉コロッケというのはだいたい8個で480円程するそうでございます。それが198円という設定であった。それに対して内外では誰も疑問を持たなかったのかということも言われているわけでございます。ところで玉城町の学校給食なのですが中学校小学校保育所を合わせると合計で1日2千300食以上。大変な調理をしていただいているわけでございますけれどもこの安全性というものについて大丈夫だろうか、私はそういうことを投げかけるわけでございます。調理室の衛生状態またその仕入先の衛生状態あるいは原料の品質、表示。このようなものについてどのような検査をされているのかお尋ねしたいと思えます。

副議長(野口繁君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 高木議員ご指摘いただきました。学校給食用の食材の品質検査についていただいたわけでありましたが、前段まず納入契約者との契約の中で納入に当たりましては品質保持を第一に発注依頼いたしております。そして尚品質につきましては出来る限り生産者の特定が出来るよう、こう申し上げますのは地産地消と言いますか、これを中心に品質確保を努めているということでございますので、そういうふうな特定が出来るようにいたしております。そんな中で先日も新聞でございましたか、日本の農業の農産物の輸出が数量・金額・種類共に拡大した。そういうことが世界的に日本食ブームということでございましたがこの経過は何か。総じて安全である。そしてまた品質が良くておいしい。こういうことであつたようでありましてそういうことで、玉城町といたしましても米はご承知いただいておりますように玉城産米を全面的に使用させていただいております。野菜果物は基本的に近隣の地元産物を入れるように納入業者に依頼をいたしてありまして、量等の問題があるものですから地元産の入荷が困難な場合には県内産、次に国内産そ

して外国産は使用していないということで、そういうふうな順序で優先順位を決めております。ご質問の肉につきまして豚肉等は当然アグリから納入いただいておりますし基本的には牛肉そして鶏肉、豚肉こういったものは国内産で限定して業者をして納入をいたしております。そこで品質検査でございますが納入業者への品質確保の依頼、他発注時の品質指定そういうことをいたしまして納入時の目視の確認、これが限度でございますが目視の確認をいたしております。定期的に科学的分析等当町では行ってはおりませんまた出来ません。それと今ミートの話がありました。偽称偽装といったものは本町独自の対応は限界が当然ございます。県等の機関と連携を図りながら品質管理を進めてまいりたいと思っておりますと同時に、その専門家によるそういうふうな検査態勢の確立につきましては、先般も県の方に申し上げて今後も県に働きかけていきたいと思っております。以上お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 仕入の方はしっかりしているから大丈夫だろうというふうなご回答であったわけです。今まで信頼している。牛乳も大内山牛乳さんから取り入れているということも私は聞いています。大丈夫だろうなとももちろん思うわけですが過去を拾いますと雪印それに不二家最近では白い恋人だとか食品の偽装と言うか、信頼されているような良い会社の商品でこういうトラブルを起こしているわけです。確かに今まで学校給食のトラブルを私は聞いたことがないし、本当に栄養士さんしっかりやっただいて問題なくやっただいているということは分かるのですが、やはり1回でも問題を起こしてはいけません。特に9月は中毒の季節でありますからそういう意味で私はチェックということをしなければならないと思っている。例えば給食場へ行って給食場にはひとつのマニュアルがあると思います。室温はどれだけにする。例えば冷蔵庫はどれだけにする。仕入したものはどこに保管するかそのようないろいろなマニュアルがある。またそこに働く人にはいろいろな規程があると思うのですが、そういうものがきちんとやられているかということ現場へ入ってチェックする。言わばそういうことで牽制する。私はより安全の為にそこまでやるべきではないかと思うわけですが、教育委員長、このことについていかがお考えですか。突然ですいません。

副議長(野口繁君) 教育委員長 松田隆作君

教育委員長(松田隆作君) 只今高木議員のご質問に対して私の考えを申し述べます。各学校の厨房へは我々関係者以外が立ち入り禁止となっております。私共のチェックといたしましては教育委員会定例会議が月1回ありあます。最近では校長会と一緒に合同で委員会を開いております。そういう席でいろ

んな北海道のミートとか雪印というようなニュース等が入ってきますと私の方からも注意を喚起したり、いろいろ情報交換して細心の注意をはらっていただくようにしております。また学校給食につきましては町内へ玉城町学校給食会という組織を作っておりますのでそのメンバーといたしましては代表校長が会長となりまして校長は全部入っておりますし栄養教諭、調理員それから教頭代表、事務局は教育委員会事務局の者が担当しております。そんなところで慎重に検討しながら進めております。そして例えば先程大内山牛乳とおっしゃられましたがこれも時には検査表を提出しております。例えば中学校の場合、校長が毎日給食に出す前に毒味と申しますか試食していると聞いております。そんなことでいろいろと事があってはいけませんので細心の注意をはらいながら進めているところでございます。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 確かにいろいろと細かく厳しくやっておられるという事がよく分かりました。それでこそ今までなんら問題が起きていないと私は理解しております。それで結構なのですがそれ以上により安全を求める事故のない為にはやはり、教育委員さんが年に1回か2回職員さんと一緒に回って見てくるとか、直接業者も歩いて仕入先とかそこへ訪問してちょっと見るとかそういうことが違法かどうか。それは保健所があるし食品衛生法で決められて、保健所がそういうことをやってくれていると思うのですけれども表示でもJASとかいろんな法で縛られているわけですが、本当にそれが守られているかということも、教育委員会の目で直接やられたらどうかと思ったものですからこういうことを申し上げたのですが、それ以上のことは申し上げません。教育委員会の方でそういうことも検討していただけたらと思います。この問題はこれで終わります。

次3つ目の問題でございますが農業政策の環境保全の進捗ということについてお尋ねしたいと思っております。戦後62年になってきました。農業政策としても今まで62年間ばら撒き農政と言われて各個人に補助金が行くという形の農業政策であったわけですが最近では経済が発展しましてグローバル化と言うか世界的な商品の動き、またコスト低減の問題が出てきてましてそのばら撒きではとても農業は生き延びられない。もっと法人化するとか担い手さんに大きく任すとか、集落営農でやっていかないと生きていけないという方向性で農業政策が大きく変わったわけでございます。そうなるとうとうことかとなりますと、小さい規模の農家の方は農業を廃業したという所が現実にはどんどん出てきております。そうなるとうとう今までの出会い、草刈り、溝掃除が人手不足で出来なくなってくる可能性が充分あるし、それではその町の環境保全が出来ないということで、そこにまた農業政策の大きな柱とし

て、農地水環境保全向上対策とこういうひとつの柱で出てきたわけですが、この政策はそういうことに非農家の方も一緒になってやっていただきたいということなのですが、それをやっていただきますと国も補助金を出しますよということだと思っておりますが、特に玉城町においては町長もよくおっしゃいますように、玉城町は農業の町だということで私もその通りだと思っているし、であれば農地水環境保全向上対策は非常に有効な政策だと思ってもっとみんなで進めていかなければならないと思っはいるのですが、玉城町67区その中でやりましょうと手を挙げた所が10地区位だそうございまして、これ現状は実際どうなっているのか。今後どのような対策を持っておられるのかというようなことでお尋ねしたいと思います。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 農業政策での環境保全の進捗ということでのお尋ねでございますけれども、前段の国民年金の記録についてのところでのご質問について一言だけ補足を申し上げますが特に今社会保険事務所あるいはまた社会保険庁、国において申し上げておりますのが、疑問がありましたら直ちに申し出いただきたいということになっておりますし、仮に疑問がございしても玉城町の場合は充分そのコンピューター化されました名簿につきましてはみんないろんな仕組みで結合が出来るということになっておりますので、ご心配のないようしていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

それから今ご質問ですがやはり従前から私も申し上げておりますように農業が基幹産業として発達してまいりました玉城町でありますから、やはり町の将来を考えます時にもいつも申し上げております1千500ヘクタールの農地を、将来にわたって保全していく責任があるとこんなふうに認識しているわけでございます。そんな中で昨年5月でございました。東海農政局の課長がお訪ねいただきました時に平成19年度から新しい施策で農地水環境保全向上の事業を進めたいということでございましたので、早速に担当に指示をいたしまして各集落での説明会をもちながら進めさせていただいて、今日に至っているという状況でございまして現在の活動の組織数が12地区ということでございます。集落数は14ということでございます。ご承知いただいておりますけれども今年をスタートといたしまして5ケ年がその事業の期間ということになっているわけございまして平成19年度今回の対象面積が476.28ヘクタールということでございます。その数を組織する区域の農地面積に応じて支援がなされるということになっているわけでございます。具体的な内容は1反当たり4千400円ということでございます。畑が2千800円ということになっているわけございまして、町の負担が4分の1ということでございます。やはり今申し上げましたように地域の皆さん方が一体とな

ってこの玉城町の素晴らしい自然景観、農村環境を守っていく為には農家の方だけではなくて地域の皆さん方と一緒に保全していくという働きかけが必要だと思っているわけでございます。既に取り組んでいる所の地域の皆さん方との情報交換会も各担当で実施しておりまして、さらに取り組みを進めていきたいと考えているわけでございます。よろしくお願い申し上げますし、また先般も知事さん始め県の担当部長との懇談会がございました時にも引き続きこの事業につきましても、農林水産部の部局ではなくてやはり今の時代必要な環境を守るという観点からオール三重県で是非力を入れて取り組んで欲しいという要請もさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

副議長(野口繁君) 5番 高木市郎君

5番(高木市郎君) 本当にこれ良い政策でありながらなかなか盛り上がらないというのはどういうことなのかと私も思うわけですが、非常に事務が繁雑でなかなか難しいというようなことで言われておりますし、単発的に実は私の地区もそれに取り組んでおります。先に立ってくれている人は本当に苦労しておりますので、私も他県で進んでいる所の見学でもさせてもらったらどうかといろいろ話し合いをしているのですけれども「川をきれいにしよう。メダカの住めるような川にしよう」とかそういうことで取り組んでおられる。そうなりますと1つの地区というのではなくて上から下まで流れていくわけでそういうわけで感じからするとこういう話し合いというのは1ヶ所だけでなく流れの中でちょっと話がずれて申し訳ないのですが、例えば外城田は外城田、下外城田は下外城田、田丸は田丸の地区の特徴がある。町を中心にした田丸。また外城田さんは工業地帯を含めた地帯。下外城田畑を含めた地帯。また有田の方は水田地帯。こういう地区毎の区長さん方がこういう問題も取り組んでいただいて地区に合った、学校区単位でこれからの行政というのは進めていった方が良く私は思う。区長会1本では話がなかなか進まない。やっぱり地区の特徴の合うものが寄った方が話しやすいのではないかなというような考え方も私は持っております。これはちょっとずれた話かもしれませんが、そういうようなことで今後も川の流れのような形で組織をしながら取り組んでいただいたらどうかということも考えております。この問題はこれで結構でございます。

年金問題先程町長の前の発言は町民に不安を与えるのではないかなというような感じで補足されたというふうに私は思っております。確かにそれでは申し訳ないと思いますが私も実は国民年金にほんの一時期入りました。私も伊勢の社会保険事務所へ行って10人程待ってその履歴を調査してきました。40数年程前の履歴です。国民年金保険はきちんと加入されておりました。

今町長おっしゃったように、玉城町はきちんとそういうことはやっておられます。ですから私も安心はしております。しかしもしそういうずっと以前の国民年金に入られた方が相談されたということがありましたら窓口で「今の年金のことは社会保険事務所だ。何もデータがないから分からない」というようなことはおっしゃられないと思いますけれども、本当に親切丁寧に受け付けていただきたいなと思います。舛添厚生労働大臣は命をかけて年金問題は1件1円までも確認したいと記者会見で言っておられますし昨日もいろんな社会保険の不祥事が起きております。町民の方は関心が高いはずです。ですから本当にその辺、充分丁寧に対応していただきたいということをお願いと言いますか期待しまして私の質問を終わります。

副議長(野口繁君) 以上で5番 高木市郎君の質問は終わります。

次に13番 世古欽史君の質問を許します。13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 本日は3点について質問を致します。以前の議会においても質問いたしましたが、その後情勢がどんどん変わっていくこともあって小学校の空調化工事について。2番目がクレジットカードを導入したということについて。3番目が町民との連携について。この3点について質問させていただきます。

まず地球温暖化防止。今年の夏まだ今日も残暑が厳しいのですが日本全国あちこちで最高気温を記録しておりました。そこで地球温暖化防止という言葉についての町長のご理解、お考えを。次に少し具体的に踏み込んでいくと温暖化防止の為に、この玉城町として取り組んでいかなければいけないことは何か。またやってはいけないことはどういうことかお尋ねします。現在田丸小学校には全館冷房を計画し既に設計も終わっています。1校が冷暖房化すれば次の学校も次の学校もと全校が設備をしなくてははいけません。4つの学校が大きな設備を持った時いつも町長が口癖のように言う町財政の厳しさ、このことに対応が出来るのかどうか。また来年は洞爺湖サミットがあります。京都議定書以来のCO2削減の問題も既に11年目に入りました。この環境負荷を増やしたらいけない。減らさなければいけない方向の時、田畑を基幹産業とするこの玉城町が、田んぼの近くにある学校で窓を閉めきって空調化するということが良いのかどうか。そうして一度設置してしまえばたくさんの基本料金また修繕代金、ある期間が過ぎれば設備の取り替え、様々なお金が町の人達に税金という形で跳ね返ってくることは明らかなんです。そういうことに町の人達が耐えられるのかどうか大変心配です。またこういうことを進めるに当たって設備の必要性の有無も含めて、あんな設備がいるのかどうかそういうことも含めていろんな検討課題を残したまま見切り発車をして



いく。これは3点目として質問します町民との連携の部分で同じ事を言わせてもらいますが、いろんなことを町の方々と意見を進めるのではなくとりあえずやっておけばという感覚。このことについて町長のお考えをお訪ねします。

続きまして同じ問題ですので先に問題点を教育長にお尋ねします。炎天下に熱戦を繰り広げた高校野球も終わりました。今年は山商が優勝校である佐賀北と15回に及ぶ熱戦を繰り広げ本当に気持ちのいい汗をかき縞のユニフォームがどろどろになってスタンドの人も夕日を浴びながら本当に汗だくになって応援する。あの熱気からは勇気をもらいさわやかな汗に感動したものです。私小さい頃「暑さ寒さも彼岸まで」これを両親から事ある度に聞かされておりました。やりきれない暑さも秋のお彼岸がきたら和らぎ、どんなに厳しい冬でも春の彼岸が来るとちゃんと草花は芽を出してくる。だからもうちょっともうちょっと辛抱しようという教育であったように思います。四六時中機械に頼る今の力ずくの温熱環境を見ていると「暑さ寒さも彼岸まで」昔の人はよいことを言っていたなという気がいたします。寒いときは火鉢やこたつで直接暖をとって、尚寒ければ綿入れの半纏を着て寒さをしのぎました。夏には夕方になるとどこの家も前に水をまいて風鈴をぶら下げたり、軒先には縁台があって子供もお年取りもその日の出来事やいろんなことをたわいもなく。暑さから逃げる知恵を持っていました。そうするしかなかったと言ってしまうればそれまでなのですがここには「過ぎたるはおよばざるがごとし」という先人の知恵が生きていた。つまり少し知恵と工夫をすればその程度でしのげる酷寒酷暑なのです。特に玉城はそうであります。我が町玉城は夏から春、春から夏、夏から秋、秋から冬本当に四季折々に応じて自然力の力を借りながらそこに知恵と工夫を生かし、過ごしやすさを求めてきた町であります。これは先人の努力でこういう住みやすい町が残されているのであります。でも尚教育長はこの町の小学校に冷暖房がなくてはとお考えなのでしょうか。このことについて6月の議会で質問させていただいて以来少し勉強しました。人間の体は本来順応性に優れていて体温を保つ恒温動物としての特徴を持っています。しかし最近の子供たちは恒温動物に発育せず外気温が高いと体温も高くなる。寒い所にいると体温も冷えてしまう。夏場の校庭で子供がよく倒れたりとかそういう状況に現れているようです。寒くなってきたら体から熱をつくれとそういう発信をする能力は生後2週間3週間の内に決まってしまうそうです。それで進んだ産婦人科医院では赤ちゃんの部屋は冷やしすぎない、うっすらと汗をかくような環境に切り替えを進めているそうです。また暑さに対する体温調節の面では暑い時に皮膚を開いて汗をかくという能動汗腺というらしいですが、その発達が3歳位までで決ま

ってしまう。だからそういうことをして家で赤ちゃんの時に冷房の効いた産院で生まれ、がんと冷房のある部屋で3歳まで過ごした子供は小学校で我慢できない。だからクーラーをつけるのだ。そういう考えもあるのですが最近の研究ではそうではない。保育所も含めて出来るだけ自然環境になじませること。また朝晩の通学路も距離を測って学校側が少し時間までコントロールさせながら足早に歩かせるとかまた学校へ来たら校庭で遊ぶ時間を無理矢理作っていく。そういうことで人間の体はその失われつつあった機能を回復するそうであります。体温の調節機能の低下に大きく影響を与える空調における温度環境がますます子供の体温調節機能をダメにする。こんな装置をたくさんのお金を使って、何の為に付けるのだろうと私はそのように考えてしまうわけです。教育には不可欠な設備なのか。子供の心と体のことを誰が責任を取れるのかこの2点につき教育長の考えをお願いします。ひとつ難しい問題ですのでご回答いただくのも大変だと思いますが、町長も住民の皆さんに分かりやすくご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

副議長(野口繁君) 13番 世古欽史君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 小学校の空調化工事についてのご質問を頂きました。まずご心配をいただきました玉城中学校の空調工事につきまして、ご理解を頂いて夏休み中に完成なりまして2学期がスタートしております。昨日も子供たちの帰りがけに、どうだと聞いたら大変空調で良い環境で授業が受けられるということで子供たち喜んでくれていました。厚く御礼申し上げたいと思います。地球温暖化ということは地球全体の環境に深刻な影響を与えているというふうなことで地球温暖化の対策をしていくということは大変重要な、世界規模での取り組みということになっているわけです。特にこの専門的なお話でありますと二酸化炭素などの温室効果ガスというのが増えまして地球の気温が上がっていく。それによっていろんな自然環境に影響が出ているわけでございます。そんな中で温室効果ガスが増えることによって所謂地球の温度が高くなるということでございます。本来地表から出る赤外線が放射されることによる所謂放射熱によって地表が冷却されるということでコントロールされているわけでありまして、これらの濃度が高まると当然のことながら気温が上がっていくということになるわけでございます。仮に今申し上げているのが2001年のCO<sub>2</sub>の全世界の排出量が241億トンだそうでございます。からはその約5%の12億トンが発生しているということでございます。新聞でもご覧いただいておりますドイツのサミットが6月にあった

のですが 2050 年には温室効果ガス排出を少なくとも半減していこうということで各国が真剣に検討しようという合意がなされたということでもありますし、先程もお話ありましたように来年 7 月には北海道洞爺湖サミットがあって主要なテーマにもなっているということでございます。具体的な対策はどのようなかということでもありますけれども国において法律が出来ております。これが地球温暖化対策の推進に関する法律というのがあるのです。それによって国あるいは地方公共団体勿論県末端の市町そして事業者あるいは国民一人ひとりの責務が定められているということでございまして、そして町の仕事といたしましては排出を抑制する。あるいは住民に対してのいろんな活動の促進をしていく。情報の提供を講じていくというのが責務と定められているわけです。特に三重県は市町と共同しながら地球温暖化対策のプログラムを立ち上げてそれに応じて取り組んでいこうということになっている。ここで具体的な数値もあるのですが 2010 年までに 1990 年度に比較して 3 %削減していこうということなのです。その目標に県下の事業者あるいは市町が一体となって取り組んでいこうということなのです。勿論ご家庭に対するいろんな啓発もあります。私は事業者の方も自治体もそして住民の方もこのことを意識して取り組んでいただかなければならないと思う。今それこそ原始時代でありませんから、大変文明が発達したおかげで便利になりそして人の寿命も伸びているということでもあります。一つにはエネルギーの製作によってこうした発展があるわけではありますが、しかしその反面もう皆さんご承知のように大変ひずみが生じてきている。温暖化による影響が出てきているというのもご承知の通りであります。それをいかに節約するかということが一番大事だと思います。全く無しということではすげせない世の中になっている。そんなことで特にいろんなご質問をいただきましたが町が実行しなければいけない。或いはやってはいけないというお尋ねでありまして、特にまず空調とかあるいは役場の議場もそうでありまして出来るだけ節約していく。公共施設が率先して取り組んでいく。そしてその次に住民の皆さん方に呼びかけていくことが大事であるということからこれも三重県でも先駆けて玉城町は村山龍平記念館を中心にいたしまして ISO 14000 の取り組みの認証をいただきまして水道電気燃料ゴミの削減に職員が一丸となって取り組んでいます。京セラミタもご視察いただきましたように環境の取り組みはヨーロッパ辺りで評価されている。外城田小学校の子供たちを対象にしました ISO の取り組み、子供たちが京セラミタの方からいろんなアドバイスをいただきながらご家庭でどれぐらいのエネルギーを使っているのかということなり勉強する。所謂環境教育の取り組みも進めたり、或は当然のことながら公用車に省エネ型の自動車を購入しております。勿論以前はございましたゴミの焼却炉も全

て廃止をいたしておりますし、野焼きにつきましても住民の皆さん方に呼びかけて禁止している。或いは太陽光の発電システムの設置事業の補助制度を一生懸命啓発しているのです。14年からトータルいたしますと約1千300万位住民の皆さんにご利用いただいている状況でございます。さらに玉城中学校の子供たちが熱心に環境に取り組んでいただいております、それが大人の皆さん方の清流会という組織を立ち上げていただいたりして、環境浄化をいただいております。お堀の環境を始めいろんな河川そしてもう一つはリサイクルの資源回収の事業も先般も子供たち一生懸命になって各町内回収作業していただいたりしております。或は生ゴミの減量化対策ということで生ゴミ処理機の購入補助などいろんな事業を町として実施をしている。そういう中で何が一番大事か。いかに節約していくかということの啓発。温度設定あるいは無駄なものを買わないと出来るだけ節約するということのPRをしていきたいと考えている。子供たちの健康のこともお話いただきましたし世古議員はご自身が住宅建築事業者として取り組まれていていろいろ省エネ型環境に優しい取り組みもされていると思っておりますけれども、いろんな発注者のニーズに答えられているということだと思いますがそんな中でご質問も賜っているわけでありまして、特に有田小学校は昭和56年から建築なりまして、あと最近では平成3年に田丸小学校ということでございます。それぞれ鉄筋3階の校舎となっております約20年を経過しているものもあるわけでありまして。平均の気温を学校で調査しましたら夏場でやはり37、38、40、近くになり冬場では5、そして外城田小学校北側に音楽室があるのですが子供たちの手がかじかんでリコーダーが吹けないという状況であります。特に今年は暑い夏でありましたから、学校で子供が倒れるというような事故があったりと全国的に聞いておりますけれども、そんなことで学習意欲あるいは授業中集中力が減退するということでもありますし、他県で体調不良を訴える児童生徒が増えているということでございます。その中で省エネ、我慢は当然必要であると思っておりますけれども現状が公共施設、役場庁舎を始め中央公民館、福祉会館あるいは構造上密閉性ということがあるわけあります。歴史的な部分がありますからご理解いただいておりますが昭和42年から50年まで玉城町は8年の間、町を二分する混乱の時代がありました。そんな中で議会においてヘリコプター基地を誘致するという事に決定されて今日に至っているわけです。そういうことから一つには防衛の所謂ヘリコプターが上空を飛ぶ時には騒音でやかましいから、その遮断をする為に補助事業を受けてきた。そして議会もそれを認めてそれぞれの保育所始め公共施設の整備にご理解いただけてきたという流れになっているわけあります。そういうことでありまして、小学校だけは地球温暖化防止に反

するから必要ないという論議には私としましてはいささか疑問を持つところでございます。当然学校の教育現場あるいは保護者の方からも強い要望がございます。過去にもご質問いただきました後にも「何している。早く仕事をしてくれ」というふうな強い要望もいただいているわけです。これに答えてどうしても教育の町であります玉城町の子供たちに教育環境を整えていく。そんな中でクールビズ所謂エアコンの設定温度28とかあるいは節約についての教育をしていく。そして子供が授業に集中出来て学習意欲が減退しないように、少しでも教育環境の改善をはかっていこうと考えるのが運営者、私の責任ではなからうかと考えているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。住民負担、環境負荷ということにも質問用紙の中でご質問を頂いておりますが、CO2が全くゼロというわけではございませんがエコアイス蓄熱式の計画というようなことで田丸小学校から計画しているわけございまして、冷房ピーク時の熱量を夜間5時間で蓄熱する省エネルギー型の対策を講じているということでございます。そこで想定される住民負担につきましては田丸小学校分といたしまして現在のところ約146万程度の増額が想定されるということでございまして、当然これにつきましても冷暖房の維持につきましては防衛省の助成を従来から受けている。今後も受けていくということになっております。以上でございます。

副議長(野口繁君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) まず先の玉城中学空調工事につきまして始業式から快適に進めさせていただいているという校長からの報告であります。町長と共に厚く御礼申し上げます。

只今小学校空調工事につきましてご指名頂きました事項の4、5になろうかと思っておりますが私の方からお答えさせていただきます。町内5校の空調につきましては、先程の世古議員さんの方から時代の状況の変化のお話もいただきましたが町の4次総合計画当時この時もやる、やらない等につきまして関係いただきました皆さんで、熟慮いただいたと認識いたしておりますが、このことにつきましても私共、教育委員会といたしましても当然教育現場等確認いたしまして、子供たちを中心に据えて慎重に考えさせていただいたのが4次計画でございます。そこでご質問の4の項小学校空調の必要性につきまして子供たちの為に今業務の中で、現場で感じ取っておりますことを若干申し上げまして、空調設備の必要性を何卒ご理解いただきたいとそうように思っております。まずその分かりやすく答えなさいということですので今世古議員さんから彼岸までの話なり、火鉢の話でしょうか自然力のご指摘もいただいております。また恒温動物の順応性と言いましょるか体温調節のお話もいただいておりますが、町長からお話頂きましたように日頃我々が社会通

念的そして実感と言いましょか、そのようなことで近年の社会性を営みます中で、この身近な家電生活が営まれます中で生活環境の今までの変化に対応する為の空調とする一様な考え方があろうかと思えます。お話にもありましたようにこの地球の気象の変化、日本列島の記録的な今年の猛暑で飲料水やエアコンが超アップということで記事を目にいたしております。今後このような亜熱帯はご心配いただきますような流れでしょうか、予想がされているということで学校の方も私としては心配いたしております。それで今教育として特にご承知のように基礎基本の定着が言われておりますし、生きる力が今度中教審で少し変わりました。世の中での形が出てまいりますが授業日数が増えてまいります。そういうふうな授業日数が増えたものの確保の中で時限、時限を良環境の中で安定させてやる。授業時間の間は町長からもお話がありました精一杯良環境の中で勉強に打ち込めるようにしてやる。そういったことが教育委員会としては大事ではないかといつも思っております。小学校で6限と言いますと6年生の場合は3時半から50分頃、中学校はもう少しいけますがそれまで精一杯6限力が出せるように寒暖を通じましてその時限の集中力持続力という環境を作ってやりたいと思っております。学校の方で今努力いたしておりますが補修等がございます。全学年学級につきましてほしい10日程の盆前後休みに学校を使うことがありますがそれはもう見るにしのびないところがございますが3階にいきますと町長からお話ありました40位に上がってまいります。決して3階を使えというわけではございません。そういうふうな全館の状況の中で思っておりますし日頃から社会教育の方から言われております図書館の開放がありますが、出来るならば図書館の蔵書数も増やして、今後こういうふうな開放もこの空調の中でやっていけばということも思っております。それと子供の健康面であります第一に高木議員からありましたように給食の食中毒の防止がございます。これは調理後暑い時にはなるべく早く食べさせていきます。必ず校長の方で試食するわけですが、近隣町村からも空調に対する役目の大きさは私聞かされておりました有り難いと言っております。そして今アレルギーの子が大変多うございます。ご承知いただいていると思えますが夏になりますと階段を上がっていきます状況で暑くなっています、空調関係の防音工事のこともありまして窓はなるべく密閉型。閉め切っているわけではありませんが肌アレルギーの子が多い。温度が高いと子供はいっぱい汗をかきます。医学的に大人の2、3倍かくのではないかとありますがそうすると全身かゆくなります。こういうことになりましてそういうふうな子供が例えば3、4人いますと学級が安定しにくくなります。そういうふうなことで現場は困るわけですが集中力が崩れることにもなりますので、この時に冷やして

やりたいなということも思っております。冬の5 の話もありましたがそのようなことでございます。もう一つ空調の有効性で普段私も見ておりました危険だと思うことは6月梅雨時露ぶきます。ご承知のように廊下などはつるつる滑ります。小学校の場合行動判断が難しい。私も見ておりました危険なと思うことがございますが、転倒など学校全部で注意してやっておりますけれども滑って転んでいることもあります。そういうことでありますと小さなことかも分かりませんが空調で露ぶきを無くす。これは本当に無くなります。私も近隣の所を見ておりましたも本当に無くなってあります。そういうことで子供さんをお預かりいたします中で、学校として教育委員会として安全面に空調は安心する有り難い物だと現場を通して思っております。いろいろありますが4項につきましてはこのようなことでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に5の健康障害の心配というご質問をいただいておりますがこの健康状態につきましては小中完備されておりますところに近隣の小俣、度会がございます。なんら今のところ聞いていないという状況でございます。因みに県教育委員会の生活指導健康教室というのがあります。ここが一括管理しておりますがこの県内29市町現在のところ健康被害があったという報告は受けていないということでございます。以上お答えになりましたかどうかそういうことございまして町長も話しありましたようなコスト等懸念されておりますけれども、金銭につきましては複数の専門家に今後見てまいりたいと思っておりますし、夏でありますのでのべつまもなく使用するという時限は捨てまして28等あるいは最終時限ではOFFにする等々のマニュアル等職員、子供たちにも言い聞かせまして省電力化を共通認識して節電を実行してまいりたいと思っております。今後の学校の空調につきましてはこれまで3月議会でもご質問いただき、全協等でも世古議員さんからご協議いただいておりますが、充分考えさせていただきまして業務にあたってまいりたいとこのように考えております。どうか教育委員会のその実情をご理解賜りまして必要性についてよろしくお願い致します。ありがとうございました。

副議長(野口繁君) 13番 世古欽史君の質問の途中でありますがここで10分間休憩致します。

(午前 10時18分 休憩)

(午前 10時28分 再開)

副議長(野口繁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 先程町長及び教育長からはほぼ予想されたようなお答えを頂きました。計画が何年か前だった事、こんな時点で止めたら防衛庁からえらいお叱りをもらう、今後何も出来ない。ただ私がここではっきり警鐘を鳴らしておきたいのは止まることは難しい。難しいけれども町長以下住民があって成り立っている。その将来の住民になるのは今の赤ちゃんであり子供たちです。その子達の50年後100年後を考えた時に、もはや立ち止まらないと先が無いということだけははっきりしているのです。それで時間がありませんので是非役場の方また議員さん達も1千200円のこの本を買って下さい。読みたくない人はぱらぱらとめくるだけでも丁度私が生まれて5歳の頃1950年から約百年の間の地球の温度変化、海の変化も丁度今50年経って随分赤くなっているのが分かるようになってきている。こういうのを見ると怖くて先程言われたようなこういう子供さんがいるからこれがあるのだとか、もうそんな時期ではない。ストップすることは難しい。また回りの人もあまり意見を言わずに傍観していることは簡単だけれども、ここでもうちょっと先の玉城町を考えた時に意見がある方はどちらに対しても、自分の勤め先であってもどんどん意見を出してもらって、町の子供たちを悲惨な目にあわせないように、また玉城町は小学校にしか環境教育の場は無いと思う。小学校を大きなエコ教育の原点だと捉えて例えば先に町長が言われていた37の時に無理に子供たちに授業を押し込むのが良いのか。また空調しかないのか。もうどうしてもというならこの機械を付けてしまいなさい。ただ契約もせずに電気の基本料金も払わないようにして2度の出費になりますが今屋根の温度を6や7下げの方法は簡単です。大きなお金もいりません。この暑い時期にベルファームへ行ってください。ちょっと風のある日はクーラー無しでも中は歩けます。いろんなものが科学の進歩と共に断熱の技術も進んでおります。少し財政に余裕があるならそういうことをもって子供たちの健康、将来を考えていってほしい。私はそう思います。この件については以上で質問をおわります。

2番目のクレジットカード。全国がびっくりしたようなクレジットカードの導入は5ヶ月経ちました。実はこの質問をさせてもらうのは隣近所の人から「今まで税金を滞納した税金を払うこと自体が出来ない人やお金があっても払わない人がカードを作るか。またそういう難しい人をカード会社がすんなりカードを発行してくれるのか」という質問をいただきました。言われたらそうです。この時の導入のことも前回質問しておりますので詳しくは言いませんがいつのまにか役場の方で決まって、もう引くに引けない所へ来て議会にも話があってといつもそういうスタイル。何か大きなことをやる時にこういうことをしたいと思うのだけれど1回皆で考えてもらえないかと議事を



含めまた一部の人ではなくて住民にも公表するスタイルが欠けているから何かやっちゃってしまっただけから思うように進まなくても、その原因の追及すらなかなか難しい。他所と比較することも出来ない。なんせうちがトップランナーですから。民間の考え方でいけばあえて農協さん、銀行、郵便局いろんな所から最近ではコンビニからも振り込む意志のある人は振り込みも出来ます。近い町です役場へ持ってきても良いです。私の推測ですが職員の方の中からカードでしたらもうちょっと払って欲しくない人も払いやすくなるのではないかという話があったのか、クレジット会社が玉城町は何でも新しい事が好きだから1回行ってみたら真っ先にやってくれるかもしれないと玉城町がターゲットになったのかこの辺りは分かりません。でもこのことで5ヶ月経った今総滞納者数に対して何軒の方がカードを作られたか。またそのことによって金額にしていくらの回収が進んだのか。それ以外一般の方の数字も全戸数に対して何戸がカード化しているかということをお訪ねします。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) このことにつきましては6月にもご質問いただいたわけでございます。税の徴収というのは町にとりまして自主財源を何としても確保していかなければならない時代であります。国の三位一体改革を始め国の財政改革の中で町の行政を推進していくというのは、大変今厳しい時代になってきている。昨日の18年度決算の中でも特に監査委員さんから承っている意見の通りでございます。自主財源を何としても確保していくのは緊急の課題。そんな中お陰様で29の県下市町の中でも行政のいろんな分野での項目が非常に上位にある玉城町でありますから、なんとかしてこれを維持していこうということの努力をしなければならないわけでありまして、全国の自治体を見ますと、それぞれの自治体の地域格差が起こっているということでもあります。財政の問題で非常にその格差で行政運営がしにくいという自治体が起こっているのも事実であります。まさに職員が一丸となって危機意識を持ってこのことに取り組まなければならない。役場内部の最重要課題というふうな認識をして取り組んでいるわけです。このことに手をこまねいている時代ではないというふうに思っております。そんな中でもう一つは税の公平性。税というのは納税の義務で税の公平性を維持する。そしてまた納税していただく方々に、納税していただきやすいような環境を整えていくということもやはり大事なことでありますから従来からも三重県でも一番に町での滞納機構を立ち上げ、或は、又個人収納も実施したとも説明を申し上げている通りでありまして今回も我が国初の10項目にわたるところのカード決済サービスに取り組んで5ヶ月が経過したということになっているわけでございます。具体的にご質問がございますのでお答え申し上げますが5ヶ月

経過しましたが8月末に於ける利用の詳細をというお尋ねでございます。現在の登録人員が344枚、1千267件の申し込みということでございます。率にして4.55%。引き落とし額では総額で3千847万2千970円ということでございます。それからもう一つ導入後の不払い・滞納者の総件数に於けるカード化率は何件 / 総件数。金額ベースの率は何%という具体的なお尋ねでございます。これは税に限って今申し上げますと滞納者が957人の内4名がカードで支払いをして頂いている。割合にいたしまして0.4%ということでございます。滞納額7千311万722円の内82万900円を収納予定。1.12%でございます。現在まで申し込まれた方は普段からカードを利用されている方が多いというふうに今のところ思っております。今後は残高不足等で引き落としが出来なかった方にカードを進めてうっかり忘れを防止してまいりたいという考え方を持っております。さらに3点目で住民にとって便利なようですが複数の方法をとることで無駄なコストは発生していないかというお尋ねでございます。これにつきましてもより一層住民の方に利便性をはかる為の方策は必要であると考えておりましてコストは生じておりますけれども無駄なコストは発生していないと認識しているわけでございます。また具体的な内容は担当課長からも補足を申し上げますが以上でございます。

副議長(野口繁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 後は数字だけで結構です。まず先程の大きく分けて2つのシステムで新しくカードのシステムを導入した為に要した金額。それを運営していく為のランニングコスト金額。いかにカードがなかなか利用されにくい。約千人に対して4人しか使っていない問題として町が目指すところの金額も上がらない。どちらかと言うと今までちゃんと振り込んでくれていた人は3千847万と言われましたね。簡単に言えば38万4千700円カード会社に持っていかれるわけです。運営費用別にして38万もっていかれて82万入ってくる。それでも良かったのか。わけの分からない計算になります。ここで計算ばかりしていてもいけないのでとりあえず導入に対して機器の購入も含めて当初かかった費用それからもう一つお聞きしたいのはいくつかのシステムを持つ事が役場の職員の方にとって煩雑でないのかどうか。これは私分かりませんのでお答えをお願いします。

副議長(野口繁君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 初期の導入コストでございますけれども概数で申し上げさせていただきます。住民票関係のシステムそれから保育料のシステム、上下水道システム関係の改修がございましてこれに約210万要してございます。それからあと年間のランニングコストでございますが当初推定しておりました率を上回る格好でご利用が今のところございますので、

当初は30万程度の手数料ということで想定しておりましたけれども今の推計を見ておきますと100万程度必要になるのではないかと考えております。今後件数等によりまして費用については変わってまいりますので、今の段階では概数ということでご理解いただきたいと考えております。

副議長(野口繁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) もう一点の質問で役場の方がそれで作業が繁雑にならないかということとそれに要する費用例えば今まで一人の人で管理出来ていたものが1.5人要るようになったらこの0.5人がコストなのです。そのことちょっとお尋ねします。

副議長(野口繁君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) あくまで試算の段階でございますけれども、未納が発生しました段階で今の職員のやり方でやっておりますと平均しまして1件当たり970円程費用がかかっていると試算しております。それで年間400万程度の未納に対する費用がかかっていると推測しております。この部分と今申し上げました100万のランニングコストとこちらの部分を比較した中で導入に踏み切ったという経緯がございます。あと職員の負担の方ですけれどもこれにつきましては、初回の登録が口座振替と同じ格好になりますので特に負担は発生していないと考えております。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 県下の近隣自治体の滞納総額あたりも先般も大変な累積があるというふうな情報が入りました。重要なことは何かということなのですが、ずっとそれこそ自治体始まって以来納税の義務でありますからやはり何故滞納になっているのかということなのです。初期の段階のうっかり忘れというのがどんどんたまってしまって、そして返済不能になっているのがほとんどです。初め額はそんなに大きいわけではありませんけれどもついつい払えない。勿論倒産してしまったりとかいろんなことは当然ありますけれどもそういうようなことが多い。これは未然に防止していかなければならないということで早くから取り組みをしている。そういうことで頑張りたい。他にもいろんな工夫もしていきたい。よろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 折角町長から丁寧な説明をしていただいていたのですが失礼ですけれども最後あと5分しかないのとばしていきます。

これが今日質問した空調のことに於いても先程のカードのことに於いても全てここの最後の問題の部分だと思うのです。一つは4月から改定されたホームページが非常にさっぱりしてしまった。もう町の人々の声も見えなくなってしまった。多分何年かの間いろんな人がいろんなことを言っていた。ず

っと見せてもらっていたら、役場としてはうとうしいこともあったと思うのです。少なくとも中には建設的な意見を書いてくれてまた役場に対して文句を言う人のことも、こうした方が良いのではというやりとりも芽生えてきていたときだけに、より使い易くして欲しい、ホームページをちゃんとして欲しいという時に住民の方の声を一度役場が受け取って必要と思われるものをそのままの文章を流すのではなく、要点だけをぼんぼんと質問形式で出る。全くつまらなくなっていました。これは早速に改正をお願いしたい。おでかけ講座も含め対面で話をすることの重要性はよくわかります。しかし夜中に役場に対して何かものを言いたい人もいるわけです。そういう人達の道を閉ざさないようにして欲しい。これに関連して言うと先程からのいろんな問題が役場で決めて議会がそれに承認をする。今日の答弁の中にもありましたけれども議会も承認しているというそれが正当性となってまた次の何かを始める。そこにはとにかく町の主体、人間で言ったら細胞が住民であるということをやっと横に置きすぎているのでは。何でもやる前に相談を持ちかけて。町長のいつものケーブルテレビの口調が良いのです。今度役場こんなことをしたいのですがどうだと、もうちょっと意見があったら出してという私はあの町長の呼びかけをもっとそういう方向に持っていただきたいと思います。最後にケーブル見ている気になるのはちょっと書いたのですが学校においてクレマーという言葉が出てきます。私何も分からないのです。クレマーと言うとこれは文句を言う人。なんくせをつける人。だけど役場なり学校なりが100%正しい事をやっていてそこへ文句言ってくる人。イコールクレマーなのですが100%かどうかは誰も判断出来ないわけです。当事者にとってみれば自分が正しいわけです。正しいと思って言っている。それをクレマーという表現はよくないのではないかと思う。まずそういうクレームが入ったらその部署自体に何か問題がある。もっと住民の方を向かないといけないということを前提に改善して欲しい。今日はちょっと時間が無いので詳しい内容はまた皆さんに町長がお話をしていただければよいと思います。質問はこれで終わります。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 時間の都合で簡単に答弁だけさせていただきます。当然のことながら住民の皆さんにご参画いただきながら一緒になって玉城町の町づくりを進めていかなければならないというふうなことでありますし、またそれぞれ議会活動の中で、住民の皆さん方の代表となって最終的な方向を示していただくのが議会制民主主義のルールだとこんなふうに思っております。今後共よろしくお願い申し上げたいと思いますし、またこのいろんな形での行政に対する不平不満は大変重要だというふうに認識しております。これは

大切にしていきたい。それによっていろんな工夫、知恵を働かせてより一層良い町にしていくことが大事であります。これを抑えていくという考え方はいけないと私自身思っています。特に前回も福寿学級の中で皆さん方にお話を聞いていただきました。東京都のある区では弁護士や警察のOBの方を雇ってそしてそれに対応していく。これはいささか問題があるなと私は認識しております。学校現場では勿論メールや紙も結構でありますけれどもやはり問題解決をしていくことの最終は人と人とが、顔と顔を合わせて話をする時間を増やしていくことが一番大事ではないかと思っているわけです。福寿学級の方にも子供たちが元気よく挨拶してくれるようになってまいりました。是非子供たちを見守って欲しいというお話をさせて頂きました。今後共よろしくお願い申し上げます。

副議長(野口繁君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) クレーマーということにつきましては教育委員会にはこれまでもございません。文句、苦情というようなことはございません。県にも尋ねたのですが、県下にもそういうふうなことはあまりないようでございまして今東京のお話を町長されましたが、三重県ではそういう状況にございません。今後そういうようなことであればいろんなことで専任のコンサルタントなり苦情の弁護士等が要るかも分かりませんが、今のところは安定しております。以上です。

副議長(野口繁君) 13番 世古欽史君の質問は終わりました。

次に8番 鈴木加奈子さんの質問を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 日本共産党鈴木加奈子に対しましてたくさんの切実な願いがアンケートの中に寄せられております。そういった内容を中心にしながらお聞かせ願いたいと思います。生活が苦しくなったと答えられた方がその中に3分の2もあってその多さに驚き介護保険料それから国保料、水道料金そういった負担が大変だということが答えられています。これまでもそういった内容についてお伺いしてきたところでございますが、あらためてもう一度お伺いしますので度重なっている問題がいっぱいあります。1番目に安全な保育と保育の充実について。2番目は学童保育の充実について。3番目は小学校と記しましたが、中学校にもあるのではないかと考えておりますがアスベストについてです。4番目に障害者の負担を減らし、あるいは減免について。5番目には介護保険認定者の障害者認定によりますところの減税申告について、しやすい方法を是非とも取っていただきたいと願ってこの5件にわたりまして今日はお伺いいたします。

では最初に外城田保育所で冷房装置からフロンガスが噴出したことについて

てお伺い致します。外城田保育所におきましては27日に現地を見せていただきました。そしてこの建設時期が1976年築31年経過いたしております。田丸保育所が1978年でございますので29年経過しているかと思っております。ということで同時に田丸保育所の方も視察をさせていただきました。外城田保育所の様子を伺いましたところ、最初白い煙状の物が出たので火災ではないかと心配されまして消防署に連絡した。調べた結果フロンガスが安全弁から噴出したことが分かったそうでございます。その説明を聞きながら確かにサリンガスや一酸化炭素のような毒ガスではございませんので、その時に命に直接関わるものではありません。けれどもフロンガスというのはもうとっくに製造が禁止になっており9月号の広報にもお知らせ欄に記載されておりましたけれどもオゾン層を破壊するということから皮膚ガンの原因にもなる。またもっとたくさんいろんな問題があるようでございますけれどもそういったことでフロンガスというのは禁止になっております。代替フロンというものもあるそうですけれどもこれもやはり影響を与えるということだそうですが、安全弁から噴出されましたフロンガスを別の所にためておくという技術が無いのであれば、もうこの機種については早く買い換えることが大事なのではないかと思うわけです。このことについて先に世古議員から地球温暖化の問題について縷々ご説明も追求もございましたけれども、私もこのフロンガスについてはとても案じております。お考えと今後のご計画をお伺いしたいと思っております。田丸保育所の建替時期がもう迫っているというふうに私は思っているのですけれども町長はどのように考えているのでしょうか。乳幼児保育を玉城町の真ん中需要の一番多い田丸の真ん中でやっていないというこの問題も大変なことです。そしてまたこの冷暖房機の故障がまた起こったら大変です。29年も経過しておりますので早急に建替を考え新たな対応をするべきではないかというふうに思っておりますが、ご計画をお願いしたいと思います。町長の任期が終了してからの5年後などという答弁はなさらないでいただきたい。そのことを願ひまして質問しております。

次に3月議会の時にも申し上げましたけれども厚生労働省から昨年12月21日付で保育料が増税に連動して保育料の値上げにならないようにする為の通知が参っております。この対応をしていただくというご答弁はいただいたと思っておりますが、どのように対応なさったのかということは全員協議会の席でもこの本会議にもお示しいただいておりません。条例でなければ議員には知らせないという考え方なのか。そうであってはいけないと思っております。住民の皆さんにも知らせるべきだし議員にも知らせるべきではないでしょうか。そして厚生省通知の中には第2子減額、2人目の子供さんの減額、3番目のお子さんの減額も所得基準を無くして2番目の子は50%、3番目の子

は10%の徴収をするというそういう方式で示されてきています。以前の方式は所得階層の途中から保育料の安い方の子供に50%徴収それからもうひとつ安い方の子供でしょうか25%徴収というのがございましたけれどもそういうやり方でやっていた所もありますけれども、お隣の明和町ではその時代も所得制限で反転するところがあるのですが1割徴収ということなをなさっていらっしやいました。玉城町はお隣から見るとちょっと遅れたかなというふうに思います。伊勢市で伺いましたところ「厚生省がそのように通知をしてきておりますのでこの年度からそれに沿って行います」というふうなお答えをいただいておりますがその後どのようになっているかは伺っていません。当町におきましてどんな対応をなされたのかランク表あるいは第2子第3子減額について、早く子育てを支えるという立場からやっていただきたいと願って再度の質問でございます。一応保育所に関係いたします問題についてご答弁をお願い致します。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 鈴木議員から5項目にわたっての質問をいただいておりますけれども安全な保育の充実についてのご質問からお答え申し上げます。町にとりましても少子化対策は大変重要なことございまして、それぞれいろんな施策を講じさせていただいているところでございます。まず8月24日の6時40分頃発生いたしましたけれども外城田保育所の機械室からガスが漏れたというトラブルが起こりました。すぐさま必要な対応をいたしまして消防車なりあるいは役場のそれぞれの所管にも連絡を取り、あるいはまたそれぞれ業者にも連絡を取り対応したわけでございますけれども、原因を追及しましたところ詰りが原因ではないかということのようございまして、約3日間27、28、29徹夜に近い形で復旧工事をやりました。大変ご心配をおかけしましたけれども8月30日に復旧いたしまして翌日から通常通り保育業務を進めさせていただいているということでございます。特にこのフロンガスというふうなことにつきましては今温室効果ガスというふうなことの影響もあるものでございますけれども、現在の法的な状況を申し上げますと製造中止ということにはなっておりませんが、地球温暖化の観点から事業者として部分的にこの改修の努力義務が位置付けられていますのと、この10月1日からは法改正がございましてこれを廃棄する場合には知事が認めた業者によって処理しなければならないということになっております。現在も自動車、あるいは冷蔵庫に使用しているという状況になっているわけでございます。昭和52年に建築いたしました外城田保育所でございまして長年経過している中からのそうした事態でございましたが、順調に復旧させ

ていただいたということでございます。

次に田丸保育所の建替あるいは乳幼児保育についてのご質問でございます。このことも既に何度かご質問を賜っているわけでございますけれども、外城田保育所の翌年でございます昭和53年に保育所が完成したということでございます。30年近くが経過しているわけでございます。施設も老朽化しそしてまたおかげ様で子供たちの数が増えているということでございます。大変狭い状況になっております。この田丸保育所の建替につきましても今後の町の大きな行政課題だというふうに認識しているわけでございます。その中でやはり健全財政を進めるということの基本にいたしまして、まずは国あるいは県等の特定財源、所謂補助金等も見極めながら具体的な計画年次を立ててまいりたいというふうに思っているわけでございます。そのことも既にご答弁させていただいた機会がありますけれども20年度早々にはこのプロジェクトチームを立ち上げて計画を進めてまいりたいと思っております。具体的な場所から建設の事業費ということもありますしいろんな児童の将来見込みということも併せて検討してまいりたいと考えております。

それから次に税の関係でございます。増税に関連して保育料が引き上げにならないようにということと2子3子の減額の改善ということのご質問でございます。これにつきましても定率減税の縮小に抛りまして保育料が値上げにならないようにということで7月からの保育料本算定におきまして徴収基準の見直しを既に実施させていただいたわけでございます。今後におきましてもさらに平成20年度の国の基準が定率減税の廃止あるいは税源移譲による所得税の税率改正というふうなことで影響いたしてまいりますから、保育料の徴収基準額も見直す予定をしております。2子3子の所謂多子軽減につきましても、併せてその時点で検討してまいりたいというふうに考えているわけございましてご理解をいただきたいと思っておりますし、具体的な内容補足を担当課長からさせてまいります。よろしくお願いを申し上げます。

8番(鈴木加奈子さん) 議長、お願いがあります。経過は私既に話してありますので今後どういう計画で進むかということをご質問しているのですから、その質問に対する答えが無いのです。経過を説明されるのですがそういうやり方は止めていただきたい。議長がその点注意をして下さい。お願い致します。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 田丸保育所の建替につきましては町長が申し上げた通りでございます。それから税制改正による保育料値上げにつきましても定率減税が2段階に分けて改正しておりますのでまず第1段階は7月の本算定やりました。来年も定率減税が10%から0%になるということで全廃さ



れますが当然これに伴って所得税が上がります。それに連動しますと保育料が値上げになりますから、ここも是正をして上がらないような仕組みをとりたい。今年から税源移譲で住民税が一律10%ということになりましたから所得税が10から5になられた方も見えます。ここら辺も同じく来年の改正に向けてこれから取り組みたいと考えています。

それから多子軽減につきましては6月議会で答弁させていただいた通りこれと併せて国の通知の中にあるような格好で検討していきたい。同時にやっていきたいとこのように考えています。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 先程申し上げましたけれど外城田保育所についてどのような対応をするのか。29日には名古屋の防衛施設局に行っていたいでありますけれどもその話はどうなったのか。必要なことを答弁しないで済まそうとする、そういうやり方は止めていただきたい。経過を聞いているのではない。その後どうするのかということをお伺いしたのです。

それから田丸保育所についてですが悠長なことを考えている暇はないのです。何故かと言いますと外城田保育所にはまだ遊戯室等の余裕がありました。新たに増築した所の部屋が使えたから良かったのです。けれど田丸保育所の場合にはどこで保育するのですか。この庁舎の3階で保育するわけにはいきませんので1階で保育する。だから1階の事務所は全部2階とか3階にのぼり上げる。そんなことは早速に出来ることではない。一刻も早く建替に着手してもらわないとならないと思っています。そういう緊迫感が感じられない答弁に大変残念に思っています。改めてご答弁お願い致します。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保育所の建替の関係でございますけれどもやはり今具体的に、いつ建築するのかというふうなことを答えられる時期に至っていないわけですね。具体的な内容は先程も申し上げましたようにこれからつめてまいりたいと思っております。場所やら費用やらあるいは財政状況も充分見極めていかなければいけないというふうなことになるわけでありまして、当然計画するということとなりますと3年乃至4年の計画はかかるのではないかと考えております。恐らくは10億を超える事業費になるのではないかとということも考えなければならぬし、土地をどこに求めるのかということも考えなければならぬ。これは申し上げましたように20年度には早々にプロジェクトを立ち上げてまして当然のことながら議員の皆さんにもいろんなご意見を賜りながら計画を進めてまいりたいと考えているわけですね。

それから外城田保育所の今後ということでございます。今担当から報告がございまして、今の段階で特に補修をいたしましてあと従事点検していく

ということで特別問題がないというふうに伺っておりますので、直ちにこれを改修するという考えは持っておりません。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) では8月29日には防衛施設局へは何をしに行ったのですか。この外城田保育所の問題で冷房機の機種、器具を買い替えるといったことを相談に行ったのではないのですか。伺います。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 防衛施設局へ行ったのをよくご存知だと思います。これ行ったのは19年度の予算の中に計上させていただいています電気関係の施設台帳の作り方等我々生活福祉課それから関係する教育委員会職員4名でどのような格好で整備していくのが正しいのかももう1回あらいだすということでその要件で行きました。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 新たな機種に切り替えて子供たちの安全と、このフロンガスの噴出が再び三度と起こることのないよう、環境を汚すことのないように少なくとも公の施設でございますので、その責任をしっかりと感じ取っていただいて取り組んで欲しいと思う。勝手に玉城町で器具を取り替えるといった場合に、維持管理費を防衛庁が持ってくれるのかどうかということが気になっていたから行ったのだと私はそのように感じ取っています。そこを何故秘密にするのかこのことがとても不審に思います。こういう緊急な状態にありますものを、国の管轄であります防衛施設局が機種を買い換えるのに5月10日までに申請のあったものは、その翌年度に設置するがそれを過ぎてしまったので再来年でなかったら出来ないとか、そういうような動きというのは異常だと思う。ここはやはり町当局が公の施設からフロンガスを放出するという問題点をしっかりと認識し、防衛施設局に対してもこのことを訴えるべきでなかったかとこのように思うわけです。今後の取り組みをお願いしたいと思っておりますし、私も努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。田丸保育所においては事故がありました時には、既に2割の定員オーバーで子供を保育しておりまして空いている施設、ここに一緒に入ってもらおうという施設が無いという深刻な状態でございます。そのことをしっかりと刻んでいただきまして急いでいただきたい。このことをお願いします。

次に学童保育の充実について伺います。今現在田丸と外城田の小学校に学童保育実施していただいております。ですから有田の子供たちは田丸の学童保育へ、そして下外城田の子供たちは外城田の学童保育でお世話になっております。この夏休みのことです。学校水泳が出来なかったというこの子供た

ちの願いを受けて親達は早速教育委員会にも足を運んだと思っております。有田の子供の場合にはなんと自転車で田丸から有田の小学校のプールへ行きまた学童保育に戻るということをなされたようですけれども、その時の安全面はどのようにしたのでしょうか。福祉バスがあるのです。自分の母校でなければプールに入れないというのであれば何故ピストン輸送が出来なかったのですか。学童保育は教育の分野ではないからこれは住民福祉課の仕事だから関係ないと思ったのでしょうか。1万5千少しの町民を抱えてここでしっかりと住民の皆さんの願いを受け止めて温かい行政が出来るように、これを願ったからこそ私は合併に反対したのです。それなのにこんな姿であっては合併しなかった値打ちが無いではありませんか。教育委員会はどのように考え住民福祉課はどのように考え、町長はあと有田小学校あるいは下外城田小学校への学童保育についてどのように考えてみえるのか。急がれています。子供たちが多すぎます。1ヶ所に子供が多すぎます。もっと分散しなければ担当される方も大変なら指導員も大変なら子供たちもかわいそうです。ご答弁をよろしくお願いします。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 学童保育についてのご質問でございますが有田あるいは下外城田地区の子供たちの学童保育ということでございまして、この地区の子供たちの受入態勢を検討してまいりたいと考えております。文科省と厚労省の中で特にそれぞれが連携して、さらに市県町とが連携して子供たちの所謂放課後の安全を確保していくという考え方が打ち出されているわけでありまして、是非地域の皆さん方にご理解いただきながら公共施設、学校あるいはまた体育館等利用しながら、そういったことの工夫が出来ないか検討をして欲しいと申し入れしているわけでありまして、既に関係者の方々の会議も開かれていると承っているわけでございます。そういったことで今後検討してまいりたいと思っております。

副議長(野口繁君) 教育委員長 松田隆作君

教育委員長(松田隆作君) 只今ご質問がありました鈴木議員に対してお答え申し上げます。放課後児童館への有田小学校それから下外城田小学校の子がそれぞれ田丸の児童館、外城田の児童館へ通ってみえるようですがその時の水泳プールの利用につきましては私の方といたしましては安全性を第一に考えましてそれぞれの学校へ指示をしているところでございます。あと放課後子供プランは各市町において教育委員会と福祉局が連携を図り文部科学省の放課後子供教室推進事業と厚生労働省の放課後健全育成事業を一体的にあるいは連携して実施するものです。先程町長もご説明されましたが放課後子供教室推進事業につきましては文部省所管でして、全ての子供を対象として地

域の子供の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動の取り組みを推進するものであります。また放課後児童健全育成事業は厚生労働省所管ですが保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供するものであります。教育委員会といたしましては放課後子供教室推進事業は平成16年から18年度の3ケ年計画で行われた地域子供推進事業の取り組みを踏まえ新たに学習支援、例えば学校の宿題の支援といったものから郷土史の勉強や読書、読み聞かせ等社会教育における学習等を加えた新規事業です。すみません。ご質問に対してははずれなお答えになったかもしれませんが。今そういうものを踏まえまして本年度から県教育委員会から社会教育主事1名派遣されました。子供の居場所作りについて取り組んでいきたいと考えております。所謂子供教室でございますが子供が主体的に体験活動を行う事業、それから保護者の協力等を得ながら開催日を土曜または日曜日に考えて、子供教室は家庭教育の視点から親子参加を中心として考えていきたいと考えております。子供教室は地域のボランティアの協力があってはじめて成り立つものでして現在ボランティアの発掘を第一の目的にして進めているところです。指導者育成に時間がかかり2年後に月2回土曜または日曜日に開催を目標にして、現在進行状況としては町全体の子供教室の実現に向けて地盤固めに着手している段階でございます。具体的なお答えにならなかったかと思いますが以上です。

副議長(野口繁君)8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 全然お伺いしている内容と違ってきます。保育所へ行ってた子が小学校へ行ったら後鍵っ子になってしまうのですよ。だから所謂学童保育というのはそこでは子供が生活する場所であり、皆と共に育つ場所でありまた宿題なんかもするそういう場所になるわけです。ですからあなたが今言われたことは、これが完備した上で悠長になさるのは結構でございます。けれども切羽詰まっている状況のこの子達について何故そのような悠長なことですまされるのか、そのことがとても私には疑問に感じてなりません。保育所に行っていた子供たちは7時半あるいは8時まで受け入れをしていていただいた。小学校へ行ったからといって親の勤務状態をくるりと8時間勤務に変えられる、あるいは交代勤務から昼間の勤務に変えていただけるという状態にはない。1回辞めてしまったらなかなか就職は出来ない。こういう状況の中で親達は頑張って子育てをしているのです。今教育の方からこのようなお話だったのですけれど、学校水泳は安全の為にその学校でというのであればその学校で出来るように、何故ありとあらゆる知恵をしぼって仕事が出来なかったのですか。何故貴重な福祉バスというのがあるのにこれが活用出来ないのですか。活用してもらって大変喜ばれている例は何ってい

ます。障害をもったお子さんが学校に通うのに都合を付けていただいているコースを作っていた。こういう努力をしていただいているということも承知しております。けれども大勢の子供たちが夏に水泳を楽しみたい。皆と一緒に水泳をしたい。水泳大会もあったことだと思います。それへ向けての練習もしたかったでしょう。何故親達が子供の願いを引っさげて教育委員会にお話に行ったのに何故社協あるいは住民福祉そして教育が連携を取ってバスの活用というところにまで到らなかったのですか。来年はそんなことのないように対応するというお約束をいただけるのでしょうか。この1点についてだけ先ずはお伺い致します。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 今のご質問の自由水泳の福祉バスの運行ですけれどもそういう事態を把握しておりませんでした。申し訳ございません。今聞かせていただきまして教育委員会と協議させてもらって、私共管轄の社協とも連携を取って子供たちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。

それから放課後児童クラブにつきましては教育委員会と今議員さんがおっしゃったように若干立場が違いますけれども小学校1年から3年までの子供を預かるということにつきましては当然今無い有田地区、下外城田地区にそういう施設を作るということは1番良い話でございます。ですからまずは最近各小学校の校長先生に寄っていただきまして、私共管轄する子育て支援室が中心になりまして最近会議をもたせてもらいました。いろんな意見を聞いております。これからも他の無い地区につきましてなんとか開設出来るように今後努力をはかっていきたいと思っております。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 重ねて申し上げますけれども教育委員会もたったこれだけの職員でこれだけの40平方キロメートルの中に暮らしている。教育委員会にそのことをお話に行ったのに何故そこでストップしてしまったのですか。何故相談しなかったのですか。これが非常に私は残念に思います。子供さんと親御さん達とは本当に悲痛な思いで、今年は間に合わなくても仕方ないけれども、来年はなんとしても自由に泳げるようにしてやって欲しいと言っておられました。もっと子供を大事に子供の願いをしっかりと受け止めてやってもらいたいと思います。教育は教育。住民福祉課は町長直属の部署だということで別ではなくて子供を挟んで一緒に知恵を絞ってもらいたいと思います。町長さんの選挙公約がここにあります。安心して暮らせる町の第1番目に『子供を産み育てやすい環境を作ります』と書かれています。私はこの所に惚れ込みました。是非町長、教育委員会にもあなたの影響力を及ぼしていただいて自由な教育活動を阻害することはいけませんけれども、より

良い状態を作り出す為に力をそそぐ事は大事なことです。住民福祉担当林さんから先程努力するといいただきましたので、来年絶対子供を泣かすようなことだけはしてもらいたくない。お約束出来ますか。お願い致します。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) いろんな公約のお話をいただきました。今年の4月でありましたけれども、そういう面で子育て支援室も力を入れてまいりたいということで新たに担当職員を配置いたしましたり、今担当課長から申し上げましたように、教育委員会と連携して既にいろんな打ち合わせを進めているということでございます。各それぞれの代表の皆さん方のご意見を賜りながらさらに積極的な取り組みをして、本当に保護者の皆さん方が安心していただけるような施策を講じてまいりたいと思っております。今の時代は地域の皆さん方が、いろんな面で協力していただくということが非常にだと思っておりますから是非そういうこともこちらからも呼びかけて、例えば地域の集会所なり教育施設を使うということであればいろんな子供たちの為にサポートしていただくということも、併せて検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 町長の答弁の通り残された時間、来年までに勉強して努力させていただきます。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 子供は泣かさないようにしていただきたいと思えます。子供は泣いて育つという言い方もありますけれども行政が泣かしてはいけないと思えますのでよろしくお願い致します。

次に小学校のアスベストについて改善計画をお伺いしたいと思います。小学校の給食室の中の食器乾燥機にアスベストが使われている。それが相当な台数になっているということのようですけれど、高熱が加わるわけでございますし相当な年数が経っているのではないかと考えています。それで目に見えないところからアスベスト出てまいりますと直に食器に入りますので子供の口に入ります。早く買い換えをしてもらいたいなと思うわけですがお伺い致します。

副議長(野口繁君) 教育委員長 松田隆作君

教育委員長(松田隆作君) 只今鈴木議員からご質問のありました小学校のアスベストについて改善計画のお答えを致します。平成17年度に県の教育委員会からアスベスト関連調査依頼がありました。一つは吹き付けアスベスト等使用実態調査でございますがこれは町内の学校施設については全てアスベストの使用実態がないことを確認いたし報告いたしました。もう一方アスベ

ストが使用されている学校の調理器についてですが議員おっしゃる通り食器消毒保管庫ですが、外城田小学校、下外城田小学校、有田小学校に各2台あります。そして玉城中学校で1台使用しております。製造メーカーはアイホウで昭和54年から59年に製造されたものです。また玉城中学校でコンベクション、オープンでございますが2台使用しております。以上を含めて県の教育委員会に報告しております。今のコンベクションでございますが製造年は62年でメーカーはコメットカトウ。該当する機器について製造メーカーに確認しましたところアスベストを空中に飛散する恐れがない為使用は可能ということをお願いしております。今後教育委員会といたしましては、使用年数や他の老朽化した機器も含めて年次計画により更新を行っていく必要があると考えております。ただし機器が損傷しアスベストの飛散の恐れが出た場合は直ちに使用を禁止し代替製品の購入についてお願いしていきたいと考えております。以上です。

副議長(野口繁君) 教育事務局長 辻誠君

教育事務局長(辻誠君) 今使用の実態については委員長申し上げた通りでありましてこの機器を全て取り替えいたそうと思えますと食器保管庫等1基60万程度かかるのではないかとということで総額的には定価レベルで500万余りというふうに承知しているところでございます。また年次計画を立てまして町財政の方に教育委員会としては予算要求し使用の1番古い物が昭和54年というふうに承っておりますので、年次計画でもって要求していきたいと考えておりますのでご理解下さい。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 目に見えない所から出てくると思えますし毎日毎日検査するわけではないので、食器に直に触れる所ということで熱がかかる場所でもありますので隙間から飛び出すということも有り得るかと思えます。非常に年次が経過しておりますので順次というお話でございます。教育委員会の方針を立てたら町長さんが財源は保証するというのがルールでございますので私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。町長どうですか。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今の状況は所管する教育委員会が掌握してお答えしている通りでございますので、財政の状況を見ながら年次計画なり早い時期に更新してまいりたいと思っております。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 早速に取り組んでいただけるようなお話ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。総額でも定価価格で500万なら2割位は下がるかなというふうに思ひわけでありまして、そしたらたいしたことではな

いのでそれこそ子供の健康に直接関わるところでありますので、早いところ実現いただきたいとこのように思います。労働者の受け入れも約束してもらえないのに3億円余りもつぎ込んで工場拡張の周辺整備をやるとういうようなことの何分の1でしょう。そういったことを考えれば出来る事ではないかと思っております。毎年40数億の予算があるわけですからその配分の仕方で出来ることですから是非とも取り組んでいただきたいと思っております。

次に障害者の負担減免についてですけれども障害者から利用した利用料を徴収するなんていうことはとんでもないこと。この制度の改悪を聞いた時に真っ先に思いました。そしてまた重症な方ほど負担する金額は増えてくるわけですから本当にひどい話だと思います。大紀町というのは玉城から見たら随分と財政力は弱い所です。そこが個人負担の100%の補助をしているのです。松阪市が個人負担の50%を補助しています。玉城町は医療費については負担をずっと継続しておりますけれども、その他の装具だとか設備料そういったことに対しても是非とも早く、大紀町の後前でございますけれども自己負担は無くすという方針を立てていただきたいと願っておりますが、ご答弁をお願い致します。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今ございましたように障害者の自立支援法が打ち出されまして、そして1割負担ということになったわけでありまして、国が19年4月からさらに緊急的な経済施策を打ち出して特別対策を打ち出したということでもございました。ご承知の通り平成20年までの間ということでもございまして1割負担をさらに利用者の負担の軽減措置ということでありましてまた事業者に対する激変緩和措置なりということ、あるいは新法への移行などの為の緊急的な経過措置ということの措置がなされたわけでもございます。今松阪市なりあるいは大紀町のお話もございましたけれども、特に玉城町といたしましては国が出しました緊急措置に基づきまして、軽減措置を行っていきたいと考えているわけでもございます。障害者の皆さん方に対する施策というのは大変重要だというふうに認識しているわけでもございまして、町独自で町といたしましてもご承知のような医療費の助成、あるいはまた重度障害者の方に対する町単費での月5千円の支給。医療費助成につきまして県は3級まででございますけれども玉城町は4級までそしてまた所得制限を設けていないという町独自の施策も講じさせていただいている。些少ではありますがけれども障害者の方に年金も年1回支給させていただいているという状況になっているわけでもございまして、現段階では国の施策に合わせて対策を講じていきたいと思っております。財源についてのご質問もございまして担当の方から補足申し上げます。



副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) どれくらい財源が必要かというご質問ですが今町長申し上げたように19年と20年は国の方で支援措置を利用者の1割負担額の上限額が引き下げられております。例えば低所得者ですと1割負担の最高が1万5千円のところが3千750円。所得割10万未満の高い方の方が1割分3万7千200円のところが9千300円の上限で抑えているということが19年20年と2年間国県市町村の負担金でやっているのはご承知の通りかと思えます。これがなくなった平成21年度から全額玉城町がこの方々のサービスを利用したと仮定して想定しますと現状で年間230万位の負担になるかと試算しております。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 捻出出来ない金額ではないということも明らかになりましたので、担当される方はしっかりと根拠を持って町長に提案するということが、町長ご自身が大事な町民の為の40数億のお金の使い道に誤りなくちゃんと住民に返していけるということになるかと思えますので、教育にいたしましても、住民福祉担当にいたしましてもしっかりと根拠を持って町長に提案して欲しいと思えます。あなた達の頑張りがないと強い所へお金が流れ込んでいくということになりかねませんので、期待申し上げてこの件につきましては終わりにしたいと思います。

次時間が迫ってまいりましたが少々ご協力をお願いしたいと思います。介護保険の認定者は税金におきまして免除される部分がございます。障害者控除あるいは特別障害者控除というのがございます。一昨年2月頃広報でお知らせが入りましたけれどもこの度の3月前におきますお知らせ版というのは入らなかったということもありまして、早く皆さんにお知らせいただきたいといったことでこのことにつきましても、先の議会をお願いしてきたところであります。経過から見ますと介護度1であっても一般の障害認定を受けられる例もありますし、それから特別障害認定を受けられる場合もあるわけです。要支援であっても例えば痴呆が進んでいる場合ですと身体は自由に動いてもこの認定で特別障害者認定が受けられるということもあります。扶養家族でありますと特別障害者認定を受けた場合に、私以前に試算したことがあります。ここに同席していらっしゃる議員さんにも是非申請したらどうですかとお進めさせてもらったこともあるのですが130万円程度所得で控除があったと記憶しているところであります。ですから増税になりあるいは国保料、介護保険料等で苦しんでいる皆さんの声が強い中で、この障害認定についてのお知らせをするということは非常に大事なことだと思っております。その後の取り組みというのは非常に弱いなと思ってこの度質問に再度、再々

度かもしれませんが出させて頂いたのですが、ここにちょっと紹介させていただきたいものがあります。東員町におきまして03年が5件、04年度が48件、05年は75件、去年06年が106件というふうになっています。それは丁寧にお知らせをしているからだと思えます。玉城町はなかなかこんな件数に至っていないと思えますが、後ほどこの件数がどんなに推移をしているか伺っておきたいと思えます。けれども内容をいくら教えてあげてもやはりお年寄りが町の窓口へ向けて障害者の認定証明書を受け取って、それからでない税金の申告は出来ないということになりますので、東員町では前もって該当する方に対して認定証明書を送る。ですから後は税の申告をするだけということだそうです。電算システムの改修委託料で26万5千円郵送料が3万9千円で30万4千円の予算を9月予算で組んでいるようです。員弁市も同じようなやり方でやるのだということでございました。全国的にはこのようなやり方をやっている所はたくさんあるのですが、県内ではここが初めてかと思っております。以前から私はこのような方式でやって欲しいと、高齢者なのでから身体が不自由な方達なのでから面倒を見てあげて欲しいということをお願いしてきたわけですが、こういうことで税の負担が軽減されれば本人にとっても有り難いことだと思えます。それを逆にそんなことを教えたら、税金が取れなくなるからそんなことはしたくないとも思っているのだとしたら大変なことだと思わなければならないわけですが、どのようにお考えでしょうか。どのように今後取り組まれるのでしょうか。そして申告の状況は障害者認定証明書の発行状況はどのような推移をしていますか。お伺いしておきます。

副議長(野口繁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 税の徴収の基本は自己申告、自主納税ということになっているわけでありまして、只今の介護保険認定者の方の為の減免の申請ということではありますがこれは来年確定申告を控えてこの9月末に発行いたします10月の『広報たまき』で紹介いたしたいと考えております。またこれから介護保険の新規要介護認定、並びに認定を更新されるという方に対しましては税の障害者控除を受けられるパンフレットも送付して周知をしてみたいと考えているところであります。また具体的な内容を担当からも補足をいたさせます。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) まず広報の関係につきましては町長申します通り10月号です。これは確定申告を受けるということが前提ですので確定申告の手前で今頃が一番良いかということで、10月号でやらせていただきたいと思います。それから今後の介護保険の障害者控除対象認定書を発行す

る場合ですけれど介護保険の新規認定の時またはその認定更新の折りにパンフレットかチラシを作ってその方々にこういう控除がありますよということをお一人お一人に周知する方法が一番良いかと今は考えております。併せて問題の過去に遡ってということが質問表題の中にあったかと思えますけれど、このことにつきましては税の確定申告の基準はその年の12月31日を現在認定するということが所得税法で決まっております。従いまして毎年12月31日に認定更新、新規認定をやっていけばよいのですが確かに12月31日にそういう状態であったかどうかということ、まず玉城町として認定することが大事かと思いますので必ずしも全員の方に5年遡って出来るかということとそれから税法上のことですが昨年確定申告をしてしまったとか、確定申告をしてしまいますと翌年度1年間しか更正申告出来ないということになりますので皆さんが5年間遡るということはいろんなことがございまして申し出がございましたら、対象者の方に可能な範囲で証明書を発行出来るように努力していきたいと考えております。以上です。

副議長(野口繁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 先程東員町の例を私は詳しく申し上げました。どのような手順でどうやっているのかというのは、当局の方でもお調べいただいたらよいと思うのです。あなたは制度のありようを本人に知らせたらそれが一番良いやり方だと思うと言われましたが、私は東員町のやりの方がもっと素敵だと思います。1回ご検討いただいて早速のお取り組みをお願いしたいと思います。それから修正申告は年度中いつ何時でもやれるわけでありまして、確定申告をしていない人の場合には遡って修正申告が出来るわけでありますのでそこら辺もよくご援助をいただきたい。税務におられた方ですのでそこら辺は他の方よりよくご存知のはずでございますので、早速この東員町の状態も把握いただきまして、住民の方に少しでも不利益にならないようにお願いしたいと思います。

議長ご協力いただきましてありがとうございます。皆さんありがとうございました。これで終わります。

副議長(野口繁君) 以上で8番 鈴木加奈子さんの質問はおわりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。明日6日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 12時 3分 散会)

平成19年第6回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年9月4日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年9月6日
4. 応招議員  
1番 浅野 仁 君                      2番 野口 繁 君  
3番 東谷 富雄 君                      4番 川西 元行 君  
5番 高木 市郎 君                      6番 奥野 忠 君  
7番    8番 鈴木 加奈子 君  
9番    10番 森本 美三男 君  
11番 小林 豊 君                      12番 前川 夫 君  
13番 世古 欽史 君                      14番 小林 一則 君  
15番 風口 尚 君                      16番 中野 勇 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1番 浅野仁君
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名  
町 長 辻村 修一 君      副町長 坪井 信義 君  
教育長 見並 健一 君      会計管理者 森島 千里 君  
総務課長 中郷 徹 君      税務住民課長 松田 幸一 君  
生活福祉課長 林 裕紀 君      上下水道課長 小林 一雄 君  
建設産業課長 前田 浩三 君      農林商工課長 田畑 良和 君  
教育事務局長 辻 誠 君      総務担当課長補佐 田村 優 君  
政策財政課長補佐 中村 元紀 君      病院老健事務局長 田間 宏紀 君  
教育委員長 松田 隆作 君      監査委員 松田 隆生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 大南 友敬 君      同書記 高井 美江 君  
同書記 中川 泰成 君
10. 提出議案  
日 程  
第 1. 会議録署名議員の指名  
第 2. 議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(質疑)

- 第 3 . 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 4 . 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 5 . 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 6 . 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 7 . 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 8 . 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 9 . 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について ( 質疑 )
- 第 1 0 . 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度玉城町水道事業会計決算の認定について ( 質疑 )
- 第 1 1 . 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について ( 質疑 )
- 第 1 2 . 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について ( 質疑 )
- 第 1 3 . 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度度会 I 部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定について ( 質疑 )
- 第 1 4 . 議案第 6 9 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について ( 質疑 )
- 第 1 5 . 議案第 7 0 号 町道の認定について ( 質疑 )
- 第 1 6 . 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 質疑 )
- 第 1 7 . 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 質疑 )
- 第 1 8 . 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 質疑 )
- 第 1 9 . 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) ( 質疑 )
- 第 2 0 . 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) ( 質疑 )
- 第 2 1 . 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算

(第1号)(質疑)

第22. 議案第77号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)  
(質疑)

第23. 議案第78号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)  
(質疑)

第24. 議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)  
(質疑)

(午前9時 開会)

副議長(野口繁君)只今の出席議員数は13名で定足数に達しております。  
よって平成19年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会します。  
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

副議長(野口繁君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議  
録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高木市郎君                  6番 奥野忠君

の2名を指名致します。

副議長(野口繁君)これより、日程第2. 議案第57号 平成18年度玉城町  
一般会計歳入歳出決算の認定について乃至、日程第12. 議案第67号 平  
成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。  
これより、質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、決算特  
別委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提  
案理由の範囲内を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました、議案第57号  
乃至、議案第67号についての町長の提案理由の説明範囲を対象と致します。  
質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)町長は18年度の総額43億のこの基礎について、恵  
まれた環境を活かすまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、地域文化、  
活気あふれるというふうに上げられました。安心して暮らせるまちづくり、  
この中で私は、町長がいつも言われております子供を生き育てやすい環境を  
造る。この言葉が大好きなのでございますが、この言葉は18年度のこの決  
算の中には、町長としてこれまで以上に施策を前進させるというものがなか  
ったから出されていなかったのかと思うわけですが、有田の保育所、

外城田の保育所両方の保育所で0歳児保育、土曜日保育をやっていたものが、縮小されそれが18年度に前進をすると、戻すということまでできなかったというこの問題の中で、やはり子育ての問題が抜けてしまったのかとこのように思うわけではありますが、昨日一般質問におきまして質問したところでございますが、あらためて振り返っていただき、今後の問題としてご答弁をいただけたらいいなと思います。又、活気あふれるまちづくりとして、優良企業の誘致、拡大等の周辺整備事業というふうに書かれておりますが、これにはトータルとして繰越明許の分も含めまして3億3千300万円というものをつぎ込んで町民のための大事な税金をつぎ込んで特定の京セラミタに対してつぶされてしまった排水路の付け替え工事、又、大量に排水も出るであろうという事でその先も整備をする。又、周辺には道路をつける。どうも広くなった道に面して正門をつくろうという考えではないかと思っておりますが、そのような特別な作業をなされたわけであります。これは率に致しまして玉城町のこの43億あまりの予算の中で、約8%を占めるというこういう大きいものであります。8%といいますとこの町の事業の中で一体何が当てはまっているだろうかと見てまいりますと、丁度教育予算がこれぐらいの程度に当たります。1年分の教育予算に当るこんな多額なものを1企業につぎ込んだという事では、非常に問題があると私は当初から申し上げてきたところであります。それでもなお町内の方々、あるいは近卒される町内の子供たちをきちんと採用していただけるような約束は取り付けられてるのであればこれもよしとしなければならぬ面もあろうかと思っておりますけれどもこの約束は、どのような内容になっておりますか、お伺いをしておきたいと思っております。よろしくお願い致します。

副議長（野口繁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）質疑という事でございます。昨日の一般質問でもお答えを申し上げている部分がございますけれども、特にこの企業誘致に関しましての18年度の取り組みについてのご質問でございます。これもその都度提案を申し上げご意見を賜ってまいりました。やはり、何度か申し上げておりますように町の将来を考えますとき、1番重要な時期を迎えてきておるわけでありまして、その為に説明を申し上げご理解を頂いてきたということでございます。今回の19年度のこの9月補正におきましてもその法人の企業によりましてところの税収が見込めておるということが、町の財政にとっても非常に大きいものがあるわけでありまして、やはりこのいろんなバランスのとれたまちづくりをしていきたいというふうに思っております。そんな中で、やはり財源を確保しながら子育て、或いは福祉施策に充当をしていくという基本的な考え方を持っておるわけでありまして、特にこの町内の若い

方々が、地元で働いていただけるそれが一番であると思っておりますので、努めて町内企業直接私も年に2回なり3回は回りまして、要請を申し上げこれからも続けてまいりたいと思っております。できるだけ町の若い方々が就業していただくこのために、努力をしてまいりたいと思っております。しかし、企業の中にあリましては、当然その年度その年度の人員採用計画があるわけでありまして、それに基づく形があるわけでありましてけれどもできるだけ優先をして町内の方々に働いていただけるように、要請をこれからも引き続き行なってまいりたいとこういう考え方でございますので、よろしくお願いを申し上げます。保育所の問題もたびたびお話を申し上げておりますから、質疑の中でありましてお答えを申し上げますけれども、将来的には考えていかななくてはいけないという考えは持つておるということはお答えを申し上げている通りでございますが、やはり、いろんな現在の設備の状況から見まして、子供を安全にお預かりするという状況ではないという事でありましてその点で、外城田保育所は充足をしているという事でございます。そういったことで、現在外城田保育所へ集中をしておるわけでありまして、又、18年度は職員も頑張ってくれて特にいままで土曜日は半日でございましたけれども保護者の皆さん方からの要請を受けて、1日終日保育おあづかりをしておると、こういうふうな取り組みをしておるところでございます。その点ご理解を頂きたいと思えます。

副議長(野口繁君)10番 森本美三男君

10番(森本美三男君)決算の状況を見せていただきましたところ、腑におちないところがございますのでそれを明日の決算審査委員会で細かくお聞かせを頂きたいと思うのですが、事務局におきましてその内容を充分事前に把握していただく必要があると思いたしましたので、発言をさせていただくのですがよろしいですか。内容を事前にお調べいただいて明日の委員会でお聞かせをいただきたいと思えます。内容は不納欠損金の内容を細かく知りたいのです。したがってかなり大きな金額が出ていますので、これはこのままで進みますと善良な納税者の納税意欲が減退する恐れがあると、したがって将来は大きな未納税者が出てくる恐れがあると思えますので、充分内容を審査する必要があると私は考えましたので、明日の委員会で細かく出して頂きたいと思えます。お調べいただきたいのは不納欠損金の年度別に調べてきてほしいのと、これまでの滞納機構あたりのその取り扱いの状況も把握しておいてほしいと思えますのでお願い致します。

副議長(野口繁君)8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)先程は、町長は「私は3億3千300万円も1企業につぎ込んだ問題、そしてその金額というのはほぼ教育委員会関係の1年分に



相当するとそういう多額のものをつぎ込むというのは問題があるというこれまでも指摘をしてきた。その上でこのたびも申し上げたのであります。そして採用について、年間新採については必ず何人は入れると、いう枠をもうけるとか、或いは高齢者に当たりましてもできる仕事もあろうかと思いませんので、40歳・50歳或いは60歳を過ぎててもできる仕事もあろうかと思いませんので、再就職を玉城へ戻ってきた方が玉城で働きたいとそういった方の要望にも応えられるようなそういう約束を取り付けてもらいたい。派遣労働で受け入れてもらったのではいけませんので、まともな形で働けるように話をさせていただきたいとこのように思っておりましたので伺いましたけれども、単に採用については、努力をしてまいりたいというだけでございました。これは極力話をきちっと纏めて町民の皆さんにも報告ができるようにしていただきたいと思っています。まだ、これは工事中でもありますしこの18年度と19年度にわたります事業でご奉仕をするわけでございますので、その点をきちとなされるようお願いをしたいと思っております。そして又、税収の問題もちりりといわれたかなと思いますが、玉城の法人税収は、この18年度はこの1企業につぎ込んだお金よりも低く3億2千万円でございます。端数はありますが、町民が納めますところの税金は現年度分におきまして5億5千万です。又、固定資産税はこの奉仕いたしますところの企業は3年間も1割しか徴収しない。ようやく4年目徴収する段階では減価償却がしっかりかかっておりまして2分の1以下になってしまうという、そういうご奉仕もするわけでございますが、玉城町の固定資産、住民の皆さんの住んで見えますお家も含めまして徴収する分が9億7千600万円になっております。ですから、法人税というものが3億2千万円に対して固定資産は9億7千600万円、個人の納めますのが5億5千万円というこの金額から見ましても、いかに1企業に奉仕する3億3千300万という金額は多額で異常であるかと事を示していると思っております。このことで町長弁明されたいところがございましたらどうぞおしゃってください。

副議長（野口繁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）先程も答弁申し上げておりますけれども、やはり今の国の状況や財政の状況や世の中の流れというものは、充分ご理解を頂いておりますが、地方の時代でありますけれども地方と地方との格差、都市と地方の格差があって大変厳しい状況の中でどう玉城町として生きて行くのか、そしてその中で子育てや福祉施策のためにどう財源を捻出していくのかこれを真剣に考えていかなくてはいかんという中で、ご理解で各自治体や県外や外国との競争の中で玉城町に立地を拡張してもらうことが出来たということですから、その点は十分ご理解を頂いておかないといかん

と思っておりますし、もう一つは、先程の就職の関係も企業におきましてもそういう考え方でできるだけ地元の方を優先して、採用したいというお考えは当然あるわけでありまして、申し入れもしておいて当然そういうお考えは持っていたいておりますけれども、ただし企業と致しましてはそれなりの採用基準があるわけございますからその点をご理解を頂きたいと思っております。固定資産関係の要は税務から答弁をいたさせます。

副議長（野口繁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）固定資産という事ですが、法人税の関係という事で現在、京セラの固定資産の細かい数値は持ち合わせておりませんが、建物又土地償却資産関係という事でこの投資されました金額に対しましてはそう長くない年月を掛けずにその税金というのは回収できるものと考えておるところでございます。

副議長（野口繁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）3億円の回収プラス、半島振興法による固定資産のおまけをしてあげているこの金額というのも、毎年毎年積み重なっているわけでありまして、京セラさんについては開いた土地がないようなほどに、毎年毎年税金をまけてあげているという状態があると思っております。そして、町長は採用については、企業のほうも町内の方から採用したいということを考えているといわれましたが、約束のないのにこれほどの多額の税金をつぎ込むというのは、やはり間違っているのではないかと。そう思います。そして格差の問題とか、地方分権の時代といわれましたが、基本は一人一人の国民町民でございます。格差の是正のために大もうけしている企業にこんなに多額のお金をつぎ込むこれは、格差をもっともっと広げる事に他ならないとこのように思っております。格差の是正であれば、もっと町民に目を向けて貴方らしく、優しさで仕事に当ててもらいたい何故、京セラに対して弱いのかという事で非常に疑問を感じるところであります。もう答弁結構です。

副議長（野口繁君）他に、ありませんか。13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）先程からの鈴木議員の話の中にもあるのですが、本当にもう少し昨日の答弁の中にもありましたように、議会の方にももっと早く情報公開してもらって、手順よく行けばこういうことがおきてこないと思えます。すべていつの間にかムヤムヤとある程度のものが固まってしまって、そこで議会へ持ってきて議会が承認して承認せざるを得ない。それでもう一つの問題は、当初のずさんな計画によって2割も3割も4割も当初予算より大きな金額をつぎ込まなければ工事が完了しないというような事態があった。又、この次にはさらにその金額に対して約15%前後の2回目の追加といいますが、じゃないとその工事が完結しないということになってきた。そう

いう流れを見ているともう少し住民や議会を重く感じてもらって、いろんな情報を事前に「今日はこんなことをしようと思っているが」昨日も言いましたがそれが今回の一般会計の、町長の挨拶の中にも出てきていると思いますが、それと、残念なのがたまたま先程バランスということを言われましたが私は、バランスがよくないと企業を誘致するために町がお金を使うこれは、僕は悪いことではないと思います。とにかく、各町での生き残りが今、課せられている時代に町が少し長期的な視野を町長以下しっかりと住民に説明してこのお金はこれだけかけても最近住民に説明しておりますが、住民の方に説明をしていただいて、この分を取り返して次は皆さんのためにこのお金は役立つとそういうようなことを町長が具体的に数字で言ってもらおう。ただ、バランスということになると例えば、名前を出して申し訳ないけど田丸小学校へ選挙に行きます。せめて選挙に来るときぐらい草ぐらいむしといたらいいのにと、昔の小学校の姿ではないです、草ぼうぼうで花壇に花はないあるのは桜の木やその緑だけ、その姿を見ているとやっぱり町長の言われるバランスというのは、私は少しこの町は事業優先というか、ちょっと会社向けにこれが時代の今、流れの中でそうせざるを得ないという事実があるなら、もうちょっと子供たちの教育、春になったらみんな夏咲く花を植えようとかこれを植えたら実がなるとそういうことを町長どのようにお考えか、お尋ね致します。

副議長（野口繁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）大変この環境面のご意見を頂き、私もそう思っております。各公共施設あたりのやはり環境を整えていくということも、子供たちの与える影響も非常に大きいというふうに思っておりますので、そういうところも気をつけていかなければいけないと思っております。やはり町の将来展望を描いてそして、そのためにいま何が必要なのかということが一番大事ではないか。それともう一つは、現状のまちづくりの中で必要なことは何か。そういうことを絶えず将来を考え、そして現状を考えこういうふうな中でそれこそ町政を推進してもらいたいと思っておりますので、議員の皆様方には、早い機会にご意見をお聞かせいただきながら議論を詰めさせていただいて、町の将来の方向をそれぞれ論議して頂き、これから努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

副議長（野口繁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）よくわかりました。特に学校、保育所はきれいと思えます。小学校については、子供たちの心を養っていくという観点を持って、種から育てるとか、ちょっと時間かかっても1本500円の苗を役場が買って児童に植えさせ、卒業するときに『あんたよりおおきくなっているよ』そう

いう気持ちをはぐくんでいけるような、子育てを町長にやって頂きたいと思  
います。よろしくお願い致します。

副議長（野口繁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました。議案第57号乃  
至、議案第67号についての、町長の提案理由に対する質疑を終結致しま  
す。

副議長（野口繁君）次に、日程第13．議案第68号 平成17年度度会I部  
介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って議案第68号に対する質疑を終結致し  
ます。

副議長（野口繁君）次に、日程第14．議案第69号 政治倫理の確立のため  
の玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題と致し  
ます。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って議案第69号に対する質疑を終結致し  
ます。

副議長（野口繁君）次に、日程第15．議案第70号 町道の認定についてを議  
題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）この図面いただいて、良く分からないのでこの場所の  
どういう人たちが利用するのか、具体的に昨日聞き漏らした部分もあります  
のでもう一度お願い致します。

副議長（野口繁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）議案の位置図をご覧頂きたいと思います。太く  
線が表示させて頂いております。又、ピンク色で着色させて頂いておりますが、その部分が今回認定をさせて頂いた部分でございます。この終点  
が矢印になっておりますが、それから着色いたしました部分から又、図面の  
上の部分にかけては、現在農道として利用がされております。それと丁  
度その農道から下へ向けて曲がっておりますけれども、それにつきましては、

里中の一般的には赤道といわれる路線という事でございますけれども、この部分につきましては、以前宮川用水国営線という事で管水路が設置されたときに管理用道路という事で農林水産省が設置したものであり農林水産省が所管しております土地につきましては認定後財産譲渡うけて認定する土地の所有権を町へ移転するものです。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第70号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第16、議案第71号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第3号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)23ページに敬老年金扶助費として人数確定により増額とありますが、これは税金を払っている人には敬老の意を表さない。という事で非常に問題があるという事で、そういう差別なく区別なくお年寄りに敬意を表する。そういうお印としてするべきだということを主張してまいりました。老年者控除が廃止になったりとか、年金控除額が切り下げられたりとかということで、75歳の納税者が約2倍になるということが起こったり、年々そういつてことが起こったりしております。そんな中であって問題点を指摘したところでありますが、今年のお祝いはどのようになさるのですか。お伺いを致します。

副議長(野口繁君)生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長(林宏紀君)19年度対象者は75歳以上の方を先ず対象に、住民税非課税世帯の方にこの敬老年金の扶助費として一人4千円を支給いたしました。人数は1144人という事で今回補正を計上させて頂きました。それから弘法温泉の温泉券を2枚つけさせて頂きました。従いまして75歳以上の方で住民税が課税されている方につきましては、温泉券2枚のみを配布させて頂きました。以上です。

副議長(野口繁君)他にありませんか。11番 小林豊君

11番(小林豊君)25ページ民生費賃金の中で、パート保育士賃金或いは代行保育士賃金が上がっておりますが、実際職員の方が足りないという事で、パートなり代行の方を頼んでもらっているのだと思っておりますが、今後、来年度に向けて職員の採用はお考えなのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

副議長(野口繁君)町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)採用のご質問でございますが、来年度は今のところ正規

職員の採用する予定はございません。しかし、この1・2年の後には正規職員の退職もあるわけですので、早い時期にそうした採用を考えていかななくてはいかんと考えております。当面は臨時・パートの皆さんに応援をして頂きたいという考えを持っております。特に大きな全体的な考え方としましては集中改革プランに基づきまして内部経費、経常経費をできるだけ削減をしていく努力をしていかななくてはいかんと思っておりますけれども、やはりそうした子供にかかわるところでありますから、それは勤めて努力をいっていかなくてはいかんという考え方を持っておりますので、よろしく願いを致します。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）只今、小林豊議員から臨時保育士についての質問があったわけですが、私もこの点について問題かなと思っております。保育士さんというのは、資格を持って保育に当りそして正採用の保育士さんと殆ど同じ仕事をして頂いております。そういった中にありましてやはり子供の成長について取り組んでいく中にそういう差別的な採用のされ方をなされた方、又、将来に亘っての安定性がないというこのことは非常に子供の保育にあたりにつきましては、問題があると思っております。極力そんなことのないようには本人さんは思っており取り組んでおられると思っておりますけれども、情けないなという思いがふと浮かぶのは当たり前ではないでしょうか。そこで伺いたいのですが、ここに17年度の資料しかないものですから、これを元に致しますと17年度のシルバー人材センターの草刈りの方が、1時間当たり千円なんです。保育士さんの日額が6千600円となっております。これ時間給にするといくら支払っているのでしょうか。この調査資料も昨年でございますので、本年度変更しておりますならそれなりにお聞かせを頂きたいのですが、時間給850円程度何かなと思うのですが、伺っておきたいと思っております。これについてもっと改善する気持ちがないのかどうなのか。また、このお調べいただいた一覧を見ておりますと、玉城町は他の何もお手当が付けられていない。身分保障がないのですがちょっと見ますと殆どどころが、社会保険の加入をいたしてもらったり、有給の休暇をきちんと与えているとか、そういうことがあります。通勤手当が出ないのは職員と同じ扱いというならばそれはそれで仕方がないことなのですが、この有給がないとか社会保険の加入をさせないとかそういったことについては問題があるのではないかと考えておりますが、改善をされておりましたら伺っておきたいと思っておりますのでよろしく願いを致します。

副議長（野口繁君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）保育所におきます臨時保育士の処遇についてでござい

ますが、臨時的雇用に関します職員に対しましては、一定の期間を超えまして勤務契約を結んでおる臨時職員に対しましては、有給手当、それから社会保険そういったことについて現在も処置を致しておるこういった状況でございます。又、ご質問の中で、人材センターの草刈り賃金のことについて触れられておるところでございますが、時間当たり千円につきましては、草刈機を持ち込みまして機械損料・油脂類等を含めた金額でございます。

副議長（野口繁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）保育所の処遇については一定の期間を働いた方には有給も社会保険も補償しているということですが、一定の期間のいうのはどれだけの期間ですか。臨時さんは半年ごとに区切られていて、多分雇ってもらえると思うけど後はどうなるかわからないというような状態が続いているとかいう話もききますが、半年ごとにどれだけか空いていたら対応しないとか、そんなことがあったらまずいと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。それから、時給について保育士さんの資格をきちっと持って保育にあたっているのです。子供が大事ならば、保育士さんの処遇をもっときちっとするべきだと思っております。国は今、本当にずさんな国のやり方をやっているにもかかわらず、次々と大臣が辞めなければならぬような事態もあつたりしているわけですが、そんなんで地方自治体に対して、職員の頭数を減らせというような、そういう圧力を掛けてきているようでございますが、地方の時代といいながら住民を大事にする、保育に力を入れる玉城町の特色がなくなってしまうのではないのでしょうか。先程も本採用する予定がないみたいなことを言われましたがこれは採用する年が欠けるというのは、このバランスの点で、非常に問題も起こってくることでございますので、その点は留意を頂きたいとこのように思いながらこの質問を致しております。

副議長（野口繁君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）一定の期間というふうなことでお答えを致しておりますが、嘱託保育士といったことで、6ヶ月の雇用契約を致します。この方につきましては有給休暇付与、社会保険の加入双方について処置を致します

副議長（野口繁君）生活福祉課長 林宏紀君

生活福祉課長（林宏紀君）賃金でございますが、昨年は1日6千600円時間に致しますと825円となります。19年度からは1日7千円1時間875円で支払っております。以上です。

副議長（野口繁君）他にありませんか。6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）この補正予算の9ページをめくって見ますと、町の収入項目が並んでおります。一番初めには町税特に町の税金として入ってくる町税

として挙がっておりまして、これが2億4千700万の補正となっております。続きまして、地方交付税が3億4千万の補正という事ですが、昨年18年度の決算から見て見ますと町税におきましては、すでに3億6千500万の増収となっておりますし、地方交付税におきましても4億2千万からの増額となっておりますが、私は、辻村町政が中瀬町政に引き継ぎまして無駄のない行政そして、経費の削減に努めておられる施政を認めております。そういう中で18年度決算は、実質赤字決算と言うことになっておるのですが、そういうことを見たときにこの町税の収入が非常に大きく増収の方向をたどってきた。そして又、交付税が今年は特に、突然に増えたということからして、今年の決算を何とか積み立てを増やして頂とか、むやみに歳出を増やさないようなそういう形の決算にしてほしいというふうに町長に思っておるのですが、その辺について町長の気持ちを聞きたいというふうに思っております。

副議長（野口繁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）提案でも申し上げておりますけれども、おかげさまで歳入に占める割合の税収入が50%を超えるトータルで23億からの税収入があるというふうな町という県下の中でも少ないというふうに思っております。これはひとえに議会の皆さん方のご理解のおかげと思っております。しかし、議員の皆様方からいろんなご意見を賜り、住民の皆さん方からのご要望もあり、町の将来を考えますときに特に、町の場合には環境整備の上で下水道整備を進めさせていただいております。或いは、農業の将来の為に経営体基盤育成事業もこの地域第一番に進めておるとこういう地域でもあるわけでありまして、特に子供たちの環境の事もそうであります。福祉のこともありますけれども、そんな中で当然将来にわたって必要な費用というのは推計ができるわけでありまして、その為に今回、財政調整基金へさらに取り崩し致しましたものを、復活をさせていただく予算を組まさせていただくことができた、金額で2億5千万の補正を財政調整基金に増額をさせていただくと、こういうふうなことができたわけでありまして本当にありがたく思っております。この中でこれから注意をしていかななくてはならないのは、当面、単年度でお金が増えたということになりましても、やはり地方財政の制度のなかでは、税が増えれば交付税が減るという関係がありますからこれは充分注意をしないと、或いは又、企業の業績はご承知のように毎年毎年変動があるわけでありましてそういったところは充分留意をして、財政運営をしていくことが慣用と認識をしておる分けてございますので今後ともよろしくお願いを申し上げます。

副議長（野口繁君）6番 奥野忠君



6番（奥野忠君）玉城町は、県下でも財政状況が非常によいというふうに、いわれております。単年度で見たときには非常にいいということがいえるのですが、実際には町の借金町債と言うのが46億も現在あるというような、そういう状況でありまして、一方積み立てがどれくらいあるのかということも10億ちょっとくらいということで、差し引き36億ぐらいの借金残があるというような状況であります。そういうことの中で、できるだけやはり積み立てにして頂く、というような形で町の借金を減らしていただいて実質その町の財政が無借金状態になるようなところまで、これは何年かかるか分かりませんが、そういう気持ちで町政を進めていって頂きたいというふうに思っております、私は今日この定例会が最後の質問となりますが、町長にこんなことを言える機会がなくなるとお思いますので、町長に一つ玉城町の将来の財政を立派なものにして頂くということをお願い致しまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（野口繁君）他にありませんか。 8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）色々あるのですがずらっと並べますと、ややこしいかなと思って一つずつにしまったのが間違いでございましたので、それではこの財調基金を取り崩して京セラの周辺整備につぎ込むという予算を昨年度で組んだわけでございます。それでこの19年度で2億5千万円の基金をその分を入れるということは言い換えたら、町民の願いを削って基金に回す、もう一つ言い換えれば町民の願いを削って京セラへ回したということになるのかなとこのように思っておりますので、ちょっと先程の言われた話とは違う問題点があるかこのように思っておりますので指摘をしたいと思います。18ページのサーバー室エアコン設置工事請負費という事ですが、これはどこでどんなふうなことをなさるのか、どういう事であるのかを聞かせておきたいと思います。ケーブルテレビというのはどれぐらいの費用を掛けて、どんなふうに行っているのかということ、具体的に聞かれましたら分かりにくかったので、この際説明を頂いておきたいと思います。それから、38ページの玉城町史資料データ作成業務委託料が減額になり、印刷製本費のところ増額ということになるわけですが、これは、冊子でなくてデータで押すそして必要な方はそのデータを基にして必要なものを頂く、或いは見る、そういうふうにするべきではないかという事で、冊子ではなくデータ保存ということをお話し合った結果になっていたと思いますが、このたび急にこういうものが出てきまして、何でだろうとふしぎに思うわけがあります。それからもう一つは、同和予算の問題で伺っておきたいと思います。同和関係の予算で減額にはなっていたのですが、同和予算なんて取るべきではないんじゃないか。法はとっくになくなっていま

す。この問題についてもお答えを頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

副議長（野口繁君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）まず、サーバー室のエアコンのことについてでございます。2階の住民ホールの前の部屋でございますが、約30㎡の広さがございます。そこに町の保管を致しますデータ全てを収納いたします。サーバーというのが何台か設置を致しておりますところでございます。常時これは起動を致しておりますので相当な発熱量があるわけでございます。そういったことからこの部屋の中の温度が上がってまいりますと各コンピューター類に悪影響を及ぼしまして、暴走もしくはこれが停止こういった状況に追い込まれるといったことから、この部屋につきましては常時温度管理を致しておりますところでございます。現在当初からそういうような形でエアコンは設置を致し取りますが、非常時に備えましてこの際もう一基の設置をお願いしたいとするものでございます。申し上げておりますように40度の高温になってまいりますと機械が暴走し又は、機械に蓄積保存をしておりますデータが壊れてしまうといった危険性がございますので、予めこのような形で部屋の面積数を比較致しますとかなり大きめの容量を必要とするところでございますが、今回これの設置をお願いしたいとするものでございます。それからケーブルテレビに關しましての、経費につきまして今回臨時パート賃金をお願いしておりますところでございます。この部分につきましては従来ケーブルテレビにおきまして文字放送を使用しておったところでございます。この部分につきましては、アイティービーに委託をしておったところでございますが、この部分につきましては自主制作に切り替えておるところでございます。この部分に關します時間数につきまして、手当をお願いしたいとするもの又はケーブルテレビの番組の内容につきまして、さらに向上していきたいという事で、努力をいたしておるところでございますが、この撮影、編集に要します時間数につきまして手当をお願いしたい。こういった形で今回賃金の増額をお願いいたしておるものでございます。

副議長（野口繁君）教育委員会事務局 辻誠君

教育委員会事務局（辻誠君）今お尋ねの38ページの町史予算の關係でございますが、議員おっしゃられるように当初はデータ入力をするという事で予算の計上を致しておりました。しかし、町史に至りましてはこの貴重な資料を神宮文庫の方からの資料をいただいております。又、出来上がったものにつきましては神宮文庫の方にお納めをさしていただくというふうな協定もでございます。そういうふうな中で、この町史については玉城町歴史そのものでございまして、平成14年当時から玉城町町史上巻、翌15年には下

巻を発刊しその後貴重な資料集を現在第一巻から三巻まで毎年1冊ずつの割合で発刊し貴重な資料として製本を致しまして保存をしておるわけですが、この内容精査を致しましてそのまま残すということの中で、継続して教育委員会としては第7巻まで持続して計画を致しておりまして、第4巻につきましても従来どおり書籍で持って印刷製本にかけたいというふうな思いから予算を組み替えて尚63万8千円の増額をお願いするものでございますので、ご理解の程よろしくお願い致したいと思っております。

副議長（野口繁君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）先程の、ケーブルテレビに要する経費の総額につきましてでございますが、現在申し上げております臨時職員賃金を含めまして、その他、委託料、消耗品など含めまして1千167万8千円といったことで今回増額をお願いしたものを含めました金額になっております。それとは別に、正規職員2名につきまして別の科目で予算をおいておりますところからこれにかかります職員給与費合わせまして1千万円程度がそのほかに事業費としておるこういったことでございます。

副議長（野口繁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）同和の関係の費用が減額されておるというご質問でございますが、これにつきましては、22ページの人権対策費、同和ということではなくって人権対策という事であげておるものでございます。これにつきましては、消耗品が5万5千円と計上させて頂いております。これが、国庫委託金という形で実施を致しておりますので収入の12ページ国庫支出金の中で総務国庫委託金の中に、人権啓発活動事業国庫委託金という事で5万7千円減額させて頂いておりますが、これが財源と致しまして国からの決定が14万7千円ということで、減額されてまいりましたのでそれに伴いまして啓発物品の購入費用を5万5千円減額させて頂いたという事でございます。以上でございます。

副議長（野口繁君）他に、質疑はございませんか

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って議案第71号に対する質疑を終結致します。

暫時休憩いたします。

（午前10時 8分 休憩）

（午前10時53分 再開）

副議長（野口繁君）再開いたします。休憩前に引き続き質疑を続けます。次に、日程第17、議案第72号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第72号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第18・議案第73号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第73号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第19・議案第74号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第74号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第20・議案第75号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第75号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君)次に、日程第21・議案第76号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)10ページ金額としてはそんなに多きなものではないのですが、それでも国庫に対して返還金930万ということ県には305万円の返還金、これはどういう事でこのような事態がおこったのか。介護保険の改訳が行われて新聞紙上でも指摘をされておりますけれども、介護保険の利用がしにくくなった、活用しにくくなったという人があったりとか、それから介護度が低くされて制限が厳しくなったために、その介護保険を使わずに全額自己負担によってしなければならない。そういうことが増えてきている

という問題も出されているようですが、そういったことで、介護保険の利用が見込みより少なかった、そのためにこれは多分前年度の問題ではないかと思いますが、この返還金というのはここに出てきたのではないかと思います。実情はどうでしょうか。

副議長(野口繁君) 生活福祉課長 林宏紀君

生活福祉課長(林宏紀君) 今の返納金でございますが、鈴木議員おしゃったとおり18年度の事業二つの事業を大きくやっておりますが、一つは、介護予防事業、それから包括支援事業、二つの事業18年度事業決算に基づきまして各国、県、支払基金交付金、これの精査をしたものでございます。従いまして先ず、国庫の補助金を返すほうにつきましては、介護給付費の事業につきまして補正額が、930万3千円の内516万6千円これにつきましては、介護給付費として国庫の方へ戻す。それから地域支援事業費の方としまして、388万4千円これを国庫の方へ返す。残りは支払い基金へ交付金のほうに25万3千円合わせて930万3千円の返還ということになっております。それから県の方につきましては介護給付費の方で194万2千円、地域支援費の方で110万9千円、合わせて305万1千円の返還という事で事業の精査の結果を持って精査をさせてもらったということになります。以上です。

副議長(野口繁君) 他に、ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第76号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君) 次に、日程第22. 議案第77号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第77号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君) 次に、日程第23. 議案第78号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第78号に対する質疑を終結致します。

副議長(野口繁君) 次に、日程第24・議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第79号に対する質疑を終結致します。

暫時休憩致します。

(議案付託表配付)

副議長(野口繁君)再開致します。

お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について乃至 議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての各議案につきましては、お手許に配布致しました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号乃至議案第67号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今付託されました議案の審査及び議事の都合により明7日から10日までの4日間休会致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって明7日から10日までの4日間休会することに決しました。

なお、休会中に只今決定されました委員会付託の決算特別委員会審査をお願い致したいと思えますので、日程について事務局長から報告致します。

(事務局長 特別委員会審査の日程を報告する)

只今、事務局長報告のとおり決算特別委員会審査をお願い致します。

副議長(野口繁君) 以上で本日の日程は全て終了致しました。来る11日は、午前9時より本会議を開会し、委員会報告・討論・採決・追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午前11時 5分 散会)

平成19年第6回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成19年9月 4日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年9月11日
4. 応招議員

1番	浅野	仁君	2番	野口	繁君
3番	東谷	富雄君	4番	川西	元行君
5番	高木	市郎君	6番	奥野	忠君
7番			8番	鈴木	加奈子君
9番			10番	森本	美三男君
11番	小林	豊君	12番	前川	夫君
13番	世古	欽史君	14番	小林	一則君
15番	風口	尚君	16番	中野	勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	農林商工課長	田畑良和君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
政策財政課長補佐	中村元紀君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 4 . 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 0 . 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度玉城町水道事業会計決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 1 . 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 2 . 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 3 . 議案第 6 8 号 平成 1 7 年度度会 I 部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 4 . 議案第 6 9 号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について ( 討論・採決 )
- 第 1 5 . 議案第 7 0 号 町道の認定について ( 討論・採決 )
- 第 1 6 . 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 1 7 . 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 1 8 . 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 1 9 . 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) ( 討論・採決 )
- 第 2 0 . 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) ( 討論・採決 )



- 第21．議案第76号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)(討論・採決)
- 第22．議案第77号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)  
(討論・採決)
- 第23．議案第78号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)  
(討論・採決)
- 第24．議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)  
(討論・採決)
- 第25．発議第8号 道路特定財源に係る意見書(案)の提出について  
(追加議案)
- 第26．請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書(追加議案)
- 第27．請願第3号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算の拡充」を求める請願書(追加議案)
- 第28．請願第4号 「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書(追加議案)
- 第29．発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)
- 第30．発議第10号 「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第31．発議第11号 「30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第32．発議第12号 「『学校安全法』(仮称)の策定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める意見書の提出について(追加議案)

(午前9時2分 開会)

議長(浅野仁君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。  
よって平成19年第6回玉城町議会第4日目の会議を開会致します。  
本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(浅野仁君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

8番 鈴木加奈子さん                      10番 森本美三男君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第2．議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について乃至日程第12．議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案につきましては、決算特別委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、決算特別委員会の委員長報告を求めます。

決算特別委員会委員長 小林一則君

決算特別委員会委員長(小林一則君)おはようございます。議長より、決算特別委員会審査の報告を求められましたのでご報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました、議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、乃至議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての委員会審査を、去る9月7日午前9時より第4会議室におきまして、町長、副町長、教育長、関係課長、関係特命監及び関係課長補佐の出席と、そして監査委員の同席の上、委員12名全員の出席のもとに審査を実施致しました。

議員各位のおかれましては、全員の出席でございまして又、当日は、ケーブルテレビ玉城チャンネルで、放映をされておりました事から詳細につきましてはの報告は、後日委員会会議録をご高覧賜るという事で、省略をさせて頂きます。それでは、審査結果の報告を致します。

まず初めに、議案第57号 平成18年度玉城町一般会計決算の認定につきまして、質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第58号 平成18年度玉城町国民健康保険特別会計決算の認定につきまして質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で、原案のとおり認定されました。

次に、議案第59号 平成18年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成18年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成18年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成18年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成18年度玉城町水道事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上、決算特別委員会に付託されました、議案の審査結果報告と致します。

議長(浅野仁君)以上で、決算特別委員会の委員長報告は終わりました。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって決算特別委員会の委員長報告に対する質疑は省略致します。これより、各議案ごとに討論・採決を行ないます。

先ず、議案第57号 平成18年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第58号 平成18年度玉城町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第59号 平成18年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第60号 平成18年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算

の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第61号 平成18年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第62号 平成18年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許しません。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第63号 平成18年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の

認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第64号 平成18年度玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第65号 平成18年度玉城町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第66号 平成18年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行ないます。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に、議案第67号 平成18年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行いません。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり原案認定されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第13 議案第68号 平成17年度度会I部介護保険事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

これより討論を行いません。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第14 議案第69号 政治倫理の確立のための玉城町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。  
これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の  
諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第15・議案第70号 町道の認定についてを議  
題と致します。

これより討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。  
これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の  
諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第16・議案第71号 平成19年度玉城町一  
般会計補正予算(第3号)乃至日程第24・議案第79号 平成19年度玉  
城町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを一括議題と致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行いません。

先ず、議案第71号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の  
討論を行いません。

本案に対する反対討論の発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)議案第71号 平成19年度の玉城町一般会計補正  
予算に対する反対討論を行います。この一番中心となりますところはやはり、  
京セラの周辺整備、道路を新設或いは、拡幅し、つぶされた排水路を付け替  
えるこういった本来であれば、自力でどこのお宅でも或いは、どこの商店で  
も自分の力でこれを周辺の理解と協力を得ながらする事業であります。とこ  
ろがこの工事にかかります費用が、総額で3億3千万円を超えるこれを貴重  
な町民のための財産から支出をするという、そのために昨年度基金という貯  
金でございます。これは町民の必要な貯金でございますがそれを2億円取り  
崩しました。その去年取り崩したものを今年度2億5千万円ですが、そのう  
ちの2億は京セラで取り崩した分であります。これを貯金にするということが  
提案されています。これが一番大きく占める問題であると思います。これ  
を去年取り崩して、だから今年貯金を足すのだといえれば普通のご家庭でござ



いますと、それはそうだろうと思うところでございますけれども、使った先が問題でありましたし、そして又これは、今年度の皆さんに対するいろんな施策これを切り縮めて行うところの基金の積み立てになるとこのように思っています。例えば、一般質問で申し上げましたように小学校或いは、中学校で公害という事で人体に影響があるということで、石綿が使われているアスベストこれを改善するのに、それも場所も給食室で使っている器具でございますのでとても心配されるところであります。これを全部取り替えるのに定価で約500万円1割或いはもっと引いてくれるかもしれません。そしたら400万円いやもっと切るかもしれません。これでさえも年次計画を立てて買い換えていきますというような答弁しかできない。又、今民生委員さんを通じましてお年寄りを敬う敬老祝い金がとどけられています。ところがこのことについても私は、触れましたが税法の改悪によりましてこのお年寄りの中に年金が増えたわけではないのに、税金がかかることになった人がずいぶん増えてきております。そんな中で、お年寄りを敬うことをするしない。この税金が掛けられている人、掛けられていない人によって振り分けて税金を納めている方に対しては敬らないというのは、これはどういうことなんでしょうか。このように思うわけです。約150万程度あれば全てのお年寄りに対して敬う心を町として示すことが出来るものであります。もうこれは、ほんの一例でございますが、保育所の問題もあつたり致しますが、こういったことを削り削ってそして京セラが大もうけしている京セラにそんなに貴重な税金をつぎ込んでいいものか。そして又、それを話し合いによって会社が出すようになりまして、その分は基金に回しますというのならばいいけれど、またもや、皆さんの大事なふところを削って貯金に回してしまう。貯金に回してしまつたらもう一般会計の中から除けられてしまいますので、又、皆さんの要求が縮められるということになるわけです。そういう点で私は、やはりこの住民に特にお年寄りや子育てをしている方たちを支援するこんな立場からこの補正予算はとんでもない姿を現したという事で、反対の討論を致します。議会の皆さんどうか反対の立場をとって是正をしてもらうように皆で一丸となつて行きたいと願つて反対の討論に立ちましたのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）次に、賛成討論の発言を許します。6番 奥野忠君  
6番（奥野忠君）只今、鈴木議員から色々反対の理由をおっしゃられました。一部については理解のできる内容もありますけれど、特に彼女がずーといいつづけております京セラの増設問題について私は、賛成の立場をとっております。この補正予算は町税が、21億4千万という従来の税金に対しまして、このたび、新しく2億4千700万円余の補正をするものであります。この

うち法人税として補正されるものが2億2千500万円あります。これは法人税という事で京セラにかぎったことではございませんが、玉城町の法人が2億2千500万当初予算よりも多く税金を納めるという内容でございます。この京セラの増設に係る費用、これは京セラ、京セラとっておりますが一つには松ヶ原の周辺整備、玉城町の町道整備というものにも絡まっておりますが全部が京セラというものでもございません。そして又、私は玉城町内の企業が大きくなってくれるために町がこれに先行投資をする。これは企業に直接投資をするという事ではなしに、企業の立地を必要とする土地の整理これが玉城町が県下でもずーと人口が延び続けている理由の一つでもあると思います。5年、10年先を見たときにこの先行投資がどういうふうに生きてくるのか。そういうことを考えない町政というのは全く私は、考えられません。歴代の町長さんがこういうことに力を入れてきたからこそこの現在の玉城町の発展があると思っております、この一般会計の補正予算は賛成をしたいと思います。以上です。

議長（浅野仁君）次に、反対討論の発言を許します。13番 世古欽史君  
13番（世古欽史君）今回の補正予算を見せていただいて、細かな項目でどうのこうのという反対というのではなくて、例えば、鈴木議員の言われた京セラさんの問題これは私は、後で出された奥野議員が言われたように町には町としての将来たくさんの住民の方たちに安心して暮らしてもらえるための施策としての必要があったと。ましてや企業が来てくれるかというのは本当にタイミングの問題であります。来ていただいた以上は企業の方たちに気持ちよく働いていただいて、企業が利益を上げていただいて町民が潤うと、そういうふうになればいいと思うのですが、ただ私は、予算を見ていてバランスが良くないなと、それと何かやるときにやっぱり住民の方へ、又、議会への説明不足があるなという意味において反対をしたいと思います。特に、今回でも細かな部分でまだまだ説明の足りない部分があったと思います。例えば、先程言われた今後、保育所の問題がどうなっていくのかとか、いろんな事を少なくとも5年先とか、10年先を見越して住民の方に今後現在もっている一般会計又他の企業会計も含めると100億を超える。町には借金があるさらに何年度にはここの返済が始まる。この中には新田町の問題も入ってくるでしょう。又有田の方面で今進められている国営事業の問題も入ってくるでしょう。結局何年後には今の100億が100億を超える町の借金がどれぐらいになるのやということをガイドラインを示してもらって、だから京セラさんに来ていただくことがこんなに大事なんだとか、そういうふうな予算を今後お願いしたいと思ひまして今回のこの予算には反対をさせていただきます。  
議長（浅野仁君）次に、賛成討論を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸

君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行ないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君) これより追加議案の審査を行います。

日程第25・発議第8号 道路特定財源に係る意見書(案)の提出についてを議題と致します。提出者16番中野勇君の趣旨説明を求めます。

16番 中野勇君

16番(中野勇君) それでは、発議第8号 道路特定財源に係る意見書の提出につきまして趣旨説明をさせていただきます。今日の車社会において、道路交通の果たす役割は、私たちの生活圏を守ると共に、地域活性化へ大きく貢献しております。また、災害時における代替道路の整備など、その必要性、重要性はいうまでもないことでもあります。道路は今も昔も私たちが社会生活を営むための非常に重要な社会資本であることに変わりありません。一方、地域の状況を見ますと道路整備は完成したというには程遠く、特定財源はその役割が終わったという現状ではありません。しかるに政府は道路歳出をうわまる税収は一般財源とする方針であります。ご承知のように道路特定財源制度は、利益者負担という考え方に基づいて、道路利用者が道路整備の費用を負担する制度であり、むしろ道路整備予算は拡充されなければなりません。その一般財源化は地方切捨であり強い怒りを覚えるものであります。特に当町は、紀伊半島に位置し半島振興地域の指定を受けており、地理的ハンデを克服するためには、交通網整備の重要性は国の責務として補償すべきであります。玉城町におきましては、道路網充実のため平成19年度の当初予算で2億9千万あまりが計上されております。この財源として自動車重量譲与税7千万円、地方道路譲与税2千450万円、又自動車所得税交付金6千400万円が計上されておりますが、これらいずれも特定財源からの収入であります。

国においては遅れている地方のインフレ整備のため特定財源を維持拡充されるよう強く要望するものであります。どうか、この趣旨にご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）提出者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑、討論採決を行います。

まず、本案に対する質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）道路特定財源からでているという事で言われましたのでございますが、それでは、住民の皆さんが払っているこのガソリン税、これはトータルでどれだけになるのでございましょうか。その分がきちっと玉城町に戻ってきているのでしょうか。この点についてお伺いいたします。議長（浅野仁君）暫時休憩いたします。

（休憩中建設産業課長説明する）

議長（浅野仁君）再開致します。他に、質疑はございませんか。

8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）因みに、申し上げたいと思いますが、1リットル当りガソリン税というのは、53円80銭徴収されております。消費税というのはひどいですね。この税金にまでも消費税が掛けられているということを知りまして、私は憤慨をしているところですが、いまは消費税の問題と違いますのでガソリン税のことだけ言います。そうしますと大体30リットルぐらい1回に入れるということになりますと、1回入れるたびに1764円の税金を納めているということになります。月に或いは年にということで、各ご家庭がどれほど払っているかというのを感じ取っていただければいいかと思いますが、職員の皆さんも同じように考えてみて頂きたいと思いますが、これは各家庭にこの制度ができたときとは違いまして、この制度ができたときには特定財源化という事での法律ができましたときには、玉城町にまだ何台自動車があったであろうかと思われるようなその時代でございましたので、まさに道路を大きな重量の車が壊した道路の補修をしていかないかんと、言う法律からこの特定財源化というのが生まれたわけでありましたが、今では相当生活が困窮しておりますも、仕事上どうしても必要だというようなことで各家庭に、何台もあるわけでこんな時代にまで特定財源にする必要があるのだろうか、このように思うわけですがその点については、どうですか。

議長（浅野仁君）提出者 中野勇君

16番（中野勇君）税金のガソリンの関係もいわれましたが、とにかくいまの現状にしましては、まだまだ玉城町の方におきまして、道の整備等又、災害等の時の道というのが充分ではないと思っておりますのでよろしくお願い

い申し上げたいと思います。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これより討論を行います。

本案に対する、反対討論の発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）提出されております意見書を、この玉城町からあげるということでの要請であるわけではありますが、この道路特定財源に係る意見書この内容は非常に矛盾しているものが並んでいるというふうに思っています。提案者も玉城町の道路整備をまだまだせないかんからというふうに言われたのですが、それであるならばむしろ特定財源ではなくって一般財源化をすると言うそのことによってこそ本当に地方の生活道路の整備が可能になるというものでございます。この道路特定財源化を一般財源化することによって危機を感じているのは、天下りの国家公務員が一番じゃないかなというふうに感じるところが多いです。テレビ等でも報道もされておりますがたくさんの外郭団体があって、そこで天下りを受け入れる場所として持っているところというところに仕事が廻っていなくなったら、食い上げになるという事で、この例年のごとく一般財源化に反対する意見書を上げてもらいたいというのが廻って来ているわけであります。こういうところで、やる工事というのは、やはり玉城町の町民が生活に使うそういう道路の整備ではなくって、高規格道路ここへ一番に廻ってっていくわけです。ですから、一般的に考えましても四国にあんなに何本も橋を掛けるのは何であろう。という意見がよくありますが、そして半日に100何台としか通らなかったというそういう高規格道路の話もありますが、そういった高規格道路を造るそれをやめてしまったらこの外郭団体はどうなるか。天下り先がなくなってしまう。こういうことから出てきているわけございまして、私は、やはり玉城町の町民のための生活道路それを整備するためには一般財源化する。このことがよりいっそう大事だとこのような立場で考えておりますので、一般財源化反対ということには反対でございます。もう一度いいます。特定財源を一般財源化することには反対だという意見書をあげるということに反対でございます。よろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）次に、賛成討論の発言を許します。11番 小林豊君

11番（小林豊君）只今、日本共産党の鈴木議員から一般財源化するべきという発言がございましたが、やはりこの厳しい地方行政の中、一般財源化で道路整備ができるのでしょうか。ここの意見書の中にもある久保・朝久田線（町道中楽朝久田線）これを着工してからどれぐらいたっているのでしょうか。まだ完成にも至っておりません。まだまだもっともっと整備する道路もあると

思います。又、本当に細かい生活道路も整備しなければいけないと思います。そういったものは一般財源化でやっていかなければいけないと思いますがやはり、高規格道路は町内にも必要と思います。そういった意味でこの道路財源化財源の確保は非常に大事だと思いますので、賛成として討論にかえさせていただきます。皆様方の適切な判断を頂きたいと思います。以上です。議長（浅野仁君）次に、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」）

これにて討論を終結致します。

これより採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

只今、可決されました発議第8号の意見書については、後日関係方面へ提出いたしたいと思います。ご了承願います。

議長（浅野仁君）次に、日程第26・請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元」を求める請願書乃至日程第28・請願第4号「学校安全法」（仮称）の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書を一括議題と致します。直ちに紹介議員3番 東谷富雄君の趣旨説明を求めます。3番 東谷富雄君

3番（東谷富雄君）只今より、請願書3件の提案説明をさせていただきます。請願第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と負担率2分の1への復元」を求める請願書、請願の理由、政府の『三位一体の改革』の中、昨年3月「国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律が成立し、制度は存続されたものの負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。『骨太方針2007』では、『地方分権改革推進法』に基づいて、『新分権一括法案』を3年以内に国会に提出することを明記し、このため国と地方の役割りについて検討をすすめるとしています。又、『地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、』国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する」ともしています。このような地方分権改革推進のなか、義務教育費国庫負担制度について議論の対象となることは必至であり、同制度の存続は予断を許さない状況です。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上および地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきたところです。その時々国や地方の財



政状況に影響されることのない、頑固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続及び負担率 2 分の 1 への復元を強く切望するものでございます。提出者は三重県度会郡玉城町小社曾根 776、下外城田小学校内、三重県度会郡 PTA 連絡協議会 会長古尾博記、三重県度会郡大紀町打見 388、七保小学校内、三重県度会郡校長会 会長北村保、三重県伊勢市小俣町本町 3、三重県教職員組合度会支部 支部長奥野正親、です。

続きまして、請願第 3 号「30 人学級を柱にした義務教育諸学校及び高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充」を求める請願書、提出者は同じでございます。請願の理由、少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが落ち着いて学校生活にとりくめるようになった」「一人ひとりにきめ細かな指導ができるようになった」「子どもが意欲的に取り組んでいる」といった保護者・教職員からの声が多くあり、しかし、下限 25 人の制約があり一部の学級は依然として 30 人以上のままです。政府は「骨太方針 2006」のなかで、教職員定数について、今後 5 年間で 1 万人程度の純減を確保するとし、「2007」もその方針に変わりはありません。昨年 6 月成立した行政改革推進法では『自然減を上回る教職員の純減』『子どもの数の減少を反映した削減』が打ち出され、教職員の定数改善は厳しい状況といわざるをえません。日本の教育予算は、GDP 総額のうち教育関係への支出が OECD 加盟国の平均 6.1% に対して最低レベル 4.7% となっています。安倍内閣は「教育再生」を全面に押し出していますが、教育条件整備のための教育予算増額はおこなわず、効率化を徹底し、成果主義を基本にメリハリをつけた予算づくりを求めています。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の増額が必要です。国は、30 人学級を柱にした義務教育諸学校及び高等学校次期定数改善計画を早急に策定し、実施することが重要です。以上の理由から 30 人学級を柱にした義務教育諸学校及び高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を強く切望するものです。

続きまして、請願第 4 号「『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策」を求める請願書、提出者は同じでございます。請願の理由 近年、学校への「不審者」の侵入による殺傷事件、震災や大雨などによる自然災害、又、0157 をはじめとした健康被害、通学路での誘拐事件など、学校内外で子どもたちが被害者となるさまざまな事件や事故が発生しています。各地で震度 5 を超える地震がおこり、被害が出ています。地震

はいつ、どこで発生するかわからず、東海地震、東南海地震といった大規模な地震発生も危惧されています。一日のほとんどを園・学校で過ごす子どもたちが、安心・安全に学ぶことができるよう、各自治体においては、耐震補強対策はもちろん、総合的な安全対策がはかられなくてはなりません。そのためには、先ず、学校の安全な環境の整備をすすめていくための法的整備が必要です。国や行政の役割・責任、財政上の措置、学校、家庭、地域、関係機関等のそれぞれの役割、学校の安全最低基準等、基本的な措置を明記した「学校安全法」(仮称)を国が制定することが緊急の課題です。そして、被害を未然に防止し、実際に起こった場合には被害拡大の防止、被害者の精神的なケアをおこなうなど、学校内外が協働して総合的な学校の安全対策を進めていくことが求められています。以上をふまえて、「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を強く切望するものです。以上で請願の理由とさせていただきます。皆様方のご理解を頂きご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今議題となっております、請願第2号、乃至請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略することに決しました。これより、各請願ごとに質疑・討論・採決を行います。

先ず、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第3号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校、

次期定数改善計画の策定、教育予算の拡充を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決いたします。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

次に、請願第4号『学校安全法』(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める請願書の質疑を行います。発言を許します。

13番 世古欽史君

13番(世古欽史君)この緊急課題として地震のことや、いろいろたわれておりますが、当然これはこれで請願を出してもらおうとして、果たしてこれを出している玉城町議会をはじめとして、玉城町が真剣にこういう事が、今、できることからやっているかということ、どうもやってない。例えば、学校の回りに昔大きなイチョウの木があったり、これの一つの大きな理由は、地盤強化なのです。例えば、桜の木を植える。桜の木は4メートルも5メートルも葉っぱを横に広げます。横に葉っぱを広げる木は根も横に広がります。それで地震が来たときの揺れを抑えるのです。これは最近いろんな学会でも、評価されています。こんなこと玉城町ですぐできることです。又、子どもたちの通学路をずーと回っていくと高さ1メートル50を超えるようなブロックの塀の家もたくさんあります。そういう家に対してここは通学路なので、何か補強を考えてもらうとか、木に植え替えてもらうとか、いろんな改善策の提案を町は簡単にできることです。私は、この請願の働きかけに対して反対するものではないのですが、当町としてこれを機会に、一層子どもたちの安全ということについて細かな努力をして頂いて、その上でこういう請願書を出していただけたらいいと思います。以上です。

議長(浅野仁君)他に、ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了致します。

これより、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより採決を致します。本案は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よって本請願は採択することに決しました。

議長(浅野仁君)次に、日程29. 発議第9号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(浅野仁君) 暫時休憩致します。

( 意見書配布 )

議長(浅野仁君) 再会致します。只今義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書、乃至「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書が提出されました。お諮り致します。発議第10号 乃至発議第12号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって発議第10号、乃至発議第12号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮り致します。発議第10号、乃至発議第12号については、趣旨説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに、討論・採決を行います。

先ず、発議第10号 義務教育費国庫負担制度の存続と、負担率2分の1への復元を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君) 次に、発議第11号 30人学級を柱にした義務教育諸学校および高等学校次期定数改善計画の策定、教育予算拡充を求める意見書の提出についての討論を行います。

本案に対する、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君) 次に、発議第12号 「学校安全法」(仮称)の制定をはじめとする総合的な学校の安全対策を求める意見書の提出についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については、後日関係方面へ提出致しますのでご了承願います。

議長(浅野仁君) これを以って今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。

よって、平成19年第6回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成19年第6回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

本定例会に提案を頂きました全議案にわたりまして慎重審議を頂きましてご承認賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。又、議員の皆様方には任期満了の最終の議会でした。改めて本日まで格別のご指導、ご鞭撻を賜りましたこと重ねて御礼を申し上げます。おかげさまで玉城町政順調に推進をさせていただくことができたわけであります。議員の皆様方におかれましては、それぞれ今後の予定につきましてお考えでありますけれども、尚一層玉城町の発展のためにご尽力を賜りますことをお願い申し上げますとともに皆様方のご健康ご多幸をお祈り申し上げ、閉会にあたりましてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時20分 閉会）